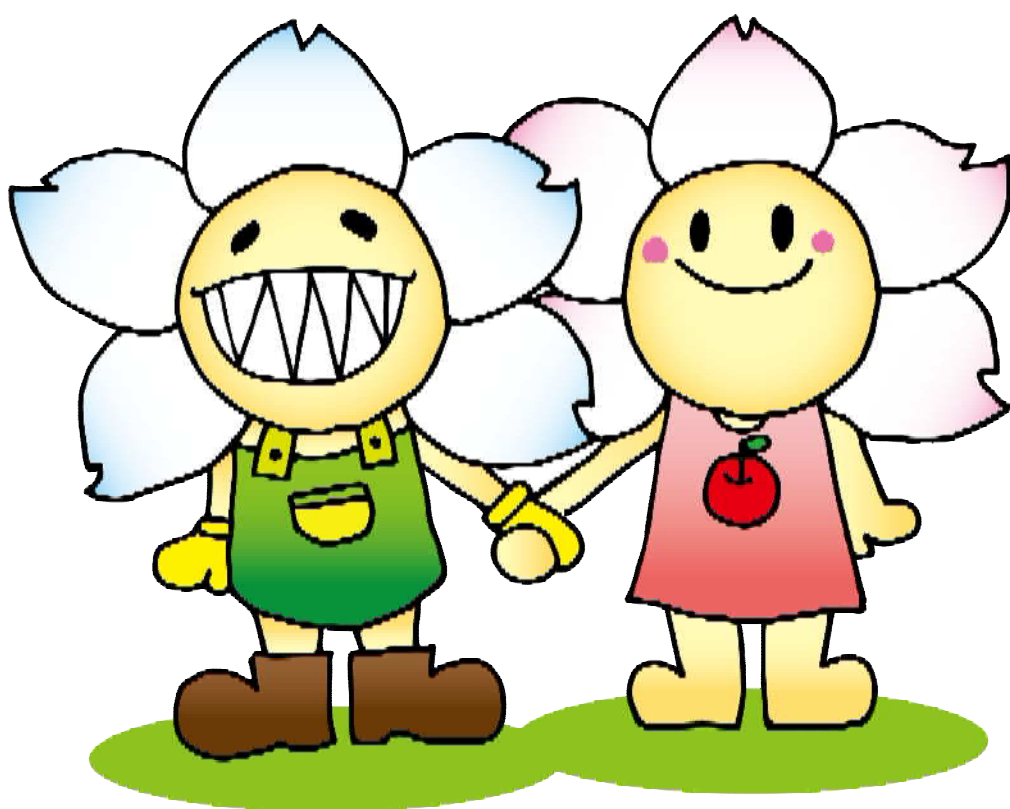


# 第4次平川市地域福祉活動計画

「地域の人たちが共に考え、共に築き、  
共に歩む福祉社会を目指します」



令和7年度～令和11年度



社会福祉法人 平川市社会福祉協議会

## は じ め に

本会は、社会福祉法に規定された地域福祉推進の中核的団体として、その取り組むべき活動を5ヶ年ごとに策定する平川市地域福祉活動計画に基づいて事業の推進を行ってまいりました。

第3次計画期間中は、新型コロナウイルスが世界的に蔓延するという未曾有の事態により、観光や飲食業に多大なる影響をもたらし、各種事業やイベントの自粛といった交流活動も制限されました。このような流れは人と人との関係性を基盤とする地域福祉活動にも大きな影響を与え、活動の自粛や縮小を余儀なくされました。更には、能登半島地震をはじめとする自然災害による被害も頻発しており、激動の5ヶ年間でありました。

このような時勢を踏まえまして、新型コロナウイルス感染症の影響により停滞した地域福祉活動の復元や新たな形のコミュニティへの順応、物価高騰等の生活ニーズや多様化する地域福祉ニーズへの対応、新たな行政施策の推進といった今後、5ヶ年間の取り組むべき指標として「第4次平川市地域福祉活動計画」を策定しました。

この計画の推進にあたり、地域住民や町会、民生委員・児童委員、ボランティア、福祉施設関係、行政等多様な個人及び団体の一層の理解とご協力が求められます。そして、福祉サービスを必要とする住民への支援活動を私たち一人一人の参加により、推進していくことがこの計画の目標である「地域の人たちと共に考え、共に築き、共に歩む福祉社会」の実現につながるものと考えます。

終わりに、この計画策定作業に多くの関係者各位のご尽力を賜りましたことを衷心より感謝申し上げます。

令和 7年 3月吉日

社会福祉法人

平川市社会福祉協議会  
会長 外川 三千雄

# 目 次

## 第1章 第4次地域福祉活動計画策定にあたって

- 1 地域福祉の推進と社会福祉協議会…………… 1
- 2 計画策定の背景…………… 1
- 3 計画策定の意義…………… 2

## 第2章 第4次地域福祉活動計画の概要

- 1 第3次計画の評価及び課題…………… 3
- 2 第4次計画の目的…………… 7
- 3 第4次計画の期間と構成…………… 7
- 4 第4次計画の位置づけ…………… 8
- 5 第4次計画の策定体制…………… 8

## 第3章 計画の基本理念と基本目標

- 1 計画の基本理念…………… 10
- 2 計画の基本目標…………… 11
- 3 計画の体系…………… 17

## 第4章 実施計画

- 1 地域共生社会に向けた地域福祉の推進…………… 19
  - (1) 住民参加による主体的福祉活動の推進
  - (2) 地域力の強化と人材・団体の育成
  - (3) ネットワークや共助の仕組みの構築
- 2 在宅福祉サービスの充実…………… 23
  - (1) 公的福祉サービスの実施
  - (2) 住民参加による共助型サービスの充実
  - (3) 住民主体による予防的福祉の推進

|   |                       |    |
|---|-----------------------|----|
| 3 | 福祉教育とボランティア活動の推進…………… | 27 |
|   | (1) 福祉意識の高揚と人づくり      |    |
|   | (2) 福祉教育の推進と地域福祉活動    |    |
|   | (3) ボランティア活動の推進       |    |
|   | (4) 災害に備えた地域づくりの取り組み  |    |
| 4 | 権利擁護と自立生活支援の強化……………   | 31 |
|   | (1) 相談援助体制の強化         |    |
|   | (2) 権利擁護事業の推進         |    |
|   | (3) 生活支援体制の充実         |    |
|   | (4) 子育て世帯への支援         |    |

## 第5章 計画の進行管理と評価・修正

|   |               |    |
|---|---------------|----|
| 1 | 計画の推進……………    | 35 |
| 2 | 計画の進行管理……………  | 37 |
| 3 | 計画の評価・修正…………… | 37 |

## 資料編

|   |                           |    |
|---|---------------------------|----|
| • | 平川市の地域福祉を取り巻く状況……………      | 38 |
| • | 平川市民アンケート調査集計結果……………      | 45 |
| • | 平川市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱…………… | 60 |
| • | 平川市地域福祉活動計画策定委員会名簿……………   | 62 |
| • | 平川市地域福祉活動計画作業部会名簿……………    | 62 |
| • | 平川市地域福祉活動計画策定の経過……………     | 63 |
| • | 平川市地域福祉活動計画(案)について(報告) …… | 64 |

## 第1章 第4次地域福祉活動計画策定にあたって

# ＜第1章 第4次地域福祉活動計画策定にあたって＞

## 1 地域福祉の推進と社会福祉協議会

福祉とは、住民一人一人が「ふ」普段の「く」暮らしに「し」幸せを求める活動であり、幸せを求める権利は、日本国憲法により、全ての国民に与えられた権利です。普段の暮らしの幸せは、日常生活において発生した様々な生活課題や困難を乗り越えながら生活していくことで積み重ねられますが、自身の力や家族の力（自助）だけでは解決できない複雑化した課題も発生します。自助により対応できない課題に対しては、行政施策や公的福祉サービス（公助）により解決する仕組みはありますが、法律や制度には必ず隙間が生じるため解決に至らない場合もあります。

誰もが地域で安心して暮らしていくためには、課題に対して自身で努力する自助と公的サービスによる公助とあわせて、地域で支え合う仕組み（共助）が重層的に機能することが求められます。

地域福祉は、住民主体により地域において、住民の普段の暮らしの幸せを支える活動や共助の仕組み作りと言えます。

社会福祉協議会（以下「社協」という。）は、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として、社会福祉法第109条に位置付けられ、全国・都道府県・市区町村単位に設置されている民間の組織です。社協は、住民主体を活動の原則として住民の自助力を高める支援や共助の仕組み作りやネットワーク作りを支援しています。

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の2以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- （1） 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- （2） 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- （3） 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- （4） 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

＜社会福祉法より抜粋＞

## 2 計画策定の背景

平川市においては、令和6年3月に「第4次平川市地域福祉計画」を策定し、横断的かつ計画的に地域福祉に係る施策の推進を行っております。一方、平川市社協では、令

和2年3月に民間の行動計画として、「第3次平川市地域福祉活動計画」を策定し、平川市地域福祉計画と連携を図りながら、地域福祉を推進して参りました。

しかし、依然として少子化や離別等による世帯人員の減少による家族機能の低下、対面機会の減少等による地域コミュニティの希薄化といった問題が大きく改善されない中で、認知症高齢者の増加や子育てに悩む保護者の孤立や虐待、ヤングケアラー、生活困窮者への対応、自然災害への対応等も問題化しております。また、正誤混同する様々な情報がインターネットより簡単に拡散される現代は、誹謗中傷からなるいじめの陰湿化や社会的なバッシングといった新たな社会問題も生み出しております。

このように複雑多様化したり、課題が隠れて進行する現在の社会情勢を踏まえると、自身や家族による自助機能や行政による公的福祉サービスの充実による公助だけでは対応は十分とはいえず、住民相互の助けあいや見守りといった共助も含めた重層的な取り組みがますます求められます。

### 3 計画策定の意義

平川市においても高齢化の進行に伴う一人暮らし高齢者世帯や認知症高齢者の増加、地域におけるマンパワーの不足、家族機能の低下や関係性の希薄化による生活困窮問題、災害時の要援護者支援体制の構築といった課題が生じており、自助や公的福祉サービスだけでは対応が難しいケースも増加しております。

平川市社協において、これまで推進してきた共助の体制としては、地域における生活困窮者支援等のための地域づくり事業（市委託事業）におけるほのぼの交流協力員事業があり、令和6年3月末現在、436名の協力員が地域住民による地域住民のための見守り活動を行っております。また、緊急通報システム福祉安心電話サービスにおける協力員も278名となり、一人暮らし高齢者を中心とした対象者の生活の安心の一助として活躍されております。

また、地域住民の生きがい活動を目的としたふれあいいきいきサロンは、市内全域で16グループ形成されており、生活支援体制整備事業の推進に合わせて、通いの場に発展したサロンもあります。さらに、町会においては、地域住民相互の交流保持を目的としたふれあい交流会開催事業に47町会、地域に見合った福祉活動を展開する小地域福祉活動事業には43町会、除雪ボランティアを組織し雪に対する支援を行う小規模除排雪事業には25町会が申請による決定を受けて、それぞれの町会において各種地域団体と連携した活動を行っており、福祉コミュニティの形成や共助の仕組み作りが図られています。

お互いが共に支え合う地域づくりを推進するため、共助の基盤ともいえる町会との連携や後方支援の強化を図るとともに新規の体制作りを推進し、自助・公助とあわせて様々な生活課題や地域課題に地域全体で取り組む環境整備を目指すために、第3次計画の評価・修正を踏まえた「第4次平川市地域福祉活動計画」を策定します。

## 第2章 第4次地域福祉活動計画の概要

## ＜第2章 第4次地域福祉活動計画の概要＞

### 1 第3次計画の評価及び課題

#### （１）第3次平川市地域福祉活動計画

平川市地域福祉活動計画は、複雑多様化している課題に対し、住民の参加による地域での支え合い・助けあい活動を実現するために、住民や関係団体等が主体的に参加協力して策定する民間の行動計画です。

第3次計画では、「地域の人たちと共に考え、共に築き、共に歩む福祉社会を目指します」という平川市社協の理念を基本理念とし、4つの基本目標を掲げ、平川市が策定した地域福祉計画と整合性を図りながら令和2年度から令和6年度までの5ヶ年の中期計画として、住民と共に各事業を実施してきました。

#### ＜第3次計画基本目標＞

- ① 地域共生社会に向けた地域福祉の構築
- ② 在宅福祉サービスの充実
- ③ 福祉教育とボランティアの推進
- ④ 権利擁護と自立生活支援の強化

#### （２）第3次計画の評価と課題

|                              |                      |
|------------------------------|----------------------|
| 基本目標①<br>「地域共生社会に向けた地域福祉の推進」 | (1)住民参加による主体的福祉活動の推進 |
|                              | (2)地域力の強化と人材・団体の育成   |
|                              | (3)ネットワークや共助の仕組みの構築  |

#### ＜基本目標①まとめ＞

●住民参加による主体的福祉活動の推進の分野においては、令和2年度から猛威を振るった新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」）の影響により、数年にわたり人の集まりが制限され、小地域福祉活動に大きな影響と停滞をもたらしました。小地域福祉活動の事業申請数は微減であったものの、感染症の蔓延と予防対策により事業の縮小や実施回数の減少、未実施等による助成金の返金といった町会も散見されました。しかしながら、集合型から訪問型へ変更する等、時勢や社会情勢に合わせた柔軟な地域福祉活動の展開も見られたことは成果といえます。

また、令和5年度より、平川市から小規模除排雪事業に関する助成支援が実施されることになり、以前より声が上がっていた助成金を増額してほしいといった意見が反映されました。申請町会の急激な増加には直接結びきませんでした。今後の申請件数の増加が期待されます。

| 小地域福祉活動事業名    | 令和2年度  | 令和3年度  | 令和4年度  | 令和5年度  | 令和6年度  |
|---------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| ふれあいいきいきサロン事業 | 20 サロン | 20 サロン | 17 サロン | 16 サロン | 16 サロン |
| 地域ふれあい交流会開催事業 | 50 町会  | 48 町会  | 49 町会  | 47 町会  | 47 町会  |
| 小地域福祉活動事業     | 47 町会  | 47 町会  | 45 町会  | 43 町会  | 40 町会  |
| ・ふれあいホットサロン事業 | 34 町会  | 35 町会  | 33 町会  | 33 町会  | 32 町会  |
| ・小規模除排雪事業     | 28 町会  | 28 町会  | 28 町会  | 25 町会  | 25 町会  |

●地域力の強化と人材・団体の育成の分野においては、生活支援体制整備事業での通いの場が立ち上がりましたが、感染症の影響により活動が制限され、一進一退の状況となりました。令和6年度には、感染症の影響により開催が見送られていた平川市内の法人連携に向けた会議も開催され、法人連携は、地域共生社会実現に向けた取り組みの中で、大きな役割を果たしていくことが期待されます。

●ネットワークや共助の仕組みの構築の分野においては、計画されていた自主防災組織との連携に関しても実施することができず、継続したアプローチが必要とされます。地球沸騰化とまで言われている気象の変化や災害級であった令和6年度の大雪等、激甚化する様々な災害のリスクに対応するためには、地域住民の防災意識を高め、災害に強い地域づくりを目指すことで地域福祉を推進する必要があります。

|                        |                       |
|------------------------|-----------------------|
| 基本目標②<br>「在宅福祉サービスの充実」 | (1) 公的福祉サービスの実施       |
|                        | (2) 住民参加による共助型サービスの充実 |
|                        | (3) 住民主体による予防的福祉の推進   |

#### 〈基本目標②まとめ〉

●介護保険や障がい者施策等の公的サービスは、目まぐるしく改正や変更がある中で、適宜情報収集し、対応したことで利用者へのサービスの低下を招くことなく推移しました。しかし、淀ヶ関地域では、受け皿が少なく需要に対して供給が限度に近い現状であり、公的サービスの増加がなかなか見込めず、共助型の社会資源の開発による補完が求められます。

また、全国的に介護事業者の休廃業や倒産が、過去最多となっている現状は、平川市内の介護保険事業者にも当てはまり、経営が厳しいながらも福祉サービスを低下させないといった使命感で継続している状況です。国の報酬単価改正の動向を注視しつつ、市の介護保険部局とも情報共有しながら課題について協議していく必要があります。

●住民参加による共助型サービスの充実の分野においては、ほのぼの交流協力員や福祉安心電話協力員といった地域住民による見守り活動を実施している協力員の総

数は、年々減少傾向にあります。安否確認の在り方自体が、インターネットやデジタル技術を活用した様式に変化している現状等も考慮しつつ、これまでの対面による良い部分も生かした新たな見守りスタイルを模索していく必要があります。

|            | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ほのぼの交流協力員  | 463 名 | 463 名 | 431 名 | 436 名 | 394 名 |
| 福祉安心電話設置台数 | 93 台  | 89 台  | 84 台  | 81 台  | 78 台  |
| 福祉安心電話協力員数 | 358 名 | 335 名 | 297 名 | 278 名 | 277 名 |

●住民主体による予防的福祉の推進の分野においては、「通いの場」の設置促進に取り組んでいる最中に感染症の蔓延があり、延べ27ヶ所開設された通いの場は、現在3ヶ所が閉鎖し、5ヶ所が活動を休止している状況です。感染症対策に留意しながら新規開設の促進と活動の再開を目指します。併せて、ゴミ出しといった軽微な生活支援への発展形を目指し、通いの場の代表者等と協議していく必要があります。

|                             |                   |
|-----------------------------|-------------------|
| 基本目標③<br>「福祉教育とボランティア活動の推進」 | (1)福祉意識の高揚と人づくり   |
|                             | (2)福祉教育の推進と地域福祉活動 |
|                             | (3)ボランティア活動の推進    |

#### 〈基本目標③まとめ〉

●福祉意識の高揚と人づくりの分野において、平川市長寿福祉大会については、老人クラブ連合会、福祉団体と連携した形で開催し、高齢者自身がアトラクションを担い、主役となることで、生きがいの醸成につなげることができました。また、福祉情報出前講座では、依頼件数の増加からも住民の福祉に関して学びたいという意識の高まりを感じることができました。

●福祉教育の推進と地域福祉活動の分野では、感染症の影響で休止していた福祉体験事業を防災と掛け合わせ、防災キャンプとして実施し、障がい者と健常者が一堂に会し交流する愛の輪レクリエーション事業もブース毎に体験して巡る新たなスタイルの事業として実施することができました。しかし、ボランティア推進校の実施内容や助成金額の見直しには着手できませんでした。

●ボランティア活動の推進の分野では、ボランティアポイント事業が定着し、登録者数や受け入れ施設の増加となりました。今後は、地域共生社会の実現や生活支援体制整備事業の推進において、更なる住民の活躍が期待されることから、その受け皿やマッチング機能として、ボランティア・市民活動センターの機能強化が求められます。

|                           |              |
|---------------------------|--------------|
| 基本目標④<br>「権利擁護と自立生活支援の強化」 | (1)相談援助体制の強化 |
|                           | (2)権利擁護事業の推進 |
|                           | (3)生活支援体制の充実 |

〈基本目標④まとめ〉

●相談援助体制の強化については、法律等専門的な相談は、広域法律相談・特別相談にて弁護士、司法書士が対応し、生活全般に係る相談については、生活困窮者自立相談窓口と連携し、社会福祉士等の資格を有した職員が対応する体制が定着しました。

●権利擁護事業の推進の分野においては、年々、日常生活自立支援事業や成年後見制度に関する需要が高まり、利用件数や受任件数が増加しています。成年後見に関しては、弘前市を中心とした圏域で中核機関が立ち上がり、中核機関とも連携していることで、今後、益々需要が高まっていくことが予想されます。権利擁護事業は、平川市社協の強みとして今後も推進していきます。

●生活支援体制の充実の分野においては、生活困窮者自立相談支援事業が、住民の生活に関する相談の入り口としての役割を果たし、適切な社会資源と連携することで多くの個別課題に対応することができています。また、フードバンク事業やよかったらどうぞBOX事業と青森県社会福祉協議会が実施するしあわせネットワークによる現物給付支援を組み合わせ、貸付事業に頼らない生活全般の応急的なサポートを継続して実施いたします。

| 事業名                   | 項 目     | 令和<br>元年度 | 令和<br>2年度 | 令和<br>3年度 | 令和<br>4年度 | 令和<br>5年度 |
|-----------------------|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 生活困窮者自立相談支援事業         | 新規相談件数  | 52件       | 100件      | 104件      | 53件       | 60件       |
|                       | プラン策定件数 | 29件       | 35件       | 44件       | 26件       | 22件       |
| たすけあい資金貸付事業           | 貸付件数    | 0件        | 2件        | 1件        | 5件        | 5件        |
| しあわせネットワーク事業・フードバンク事業 | 現物給付件数  | 26件       | 67件       | 68件       | 40件       | 103件      |

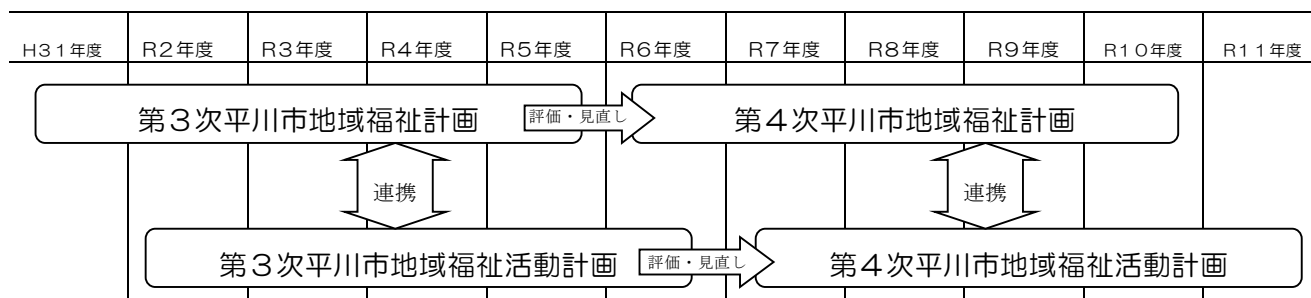
## 2 第4次計画の目的

平川市においても高齢化率の上昇に伴う認知症高齢者の増加や限界集落化、家族関係の希薄化等に起因する生活のしづらさや身寄りの問題といった様々な課題は、点在しており、自身の力や公的福祉サービスだけでは対応できない現状もあります。このような背景の中、第3次計画の成果や課題を踏まえて、地域住民、町会、関係団体、社協、行政等がそれぞれの立場で何ができるのか共に考えながら連携の形や役割の分担を明確にし、具体的な支援の仕組みを共に築き、福祉社会の実現に向けて共に歩むことを目的に「第4次平川市地域福祉活動計画」を策定します。本計画では、特に地域住民と共に推進する共助の仕組みづくりに重点を置いています。

## 3 第4次計画の期間と構成

### (1) 計画の期間

計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5ヶ年間とします。



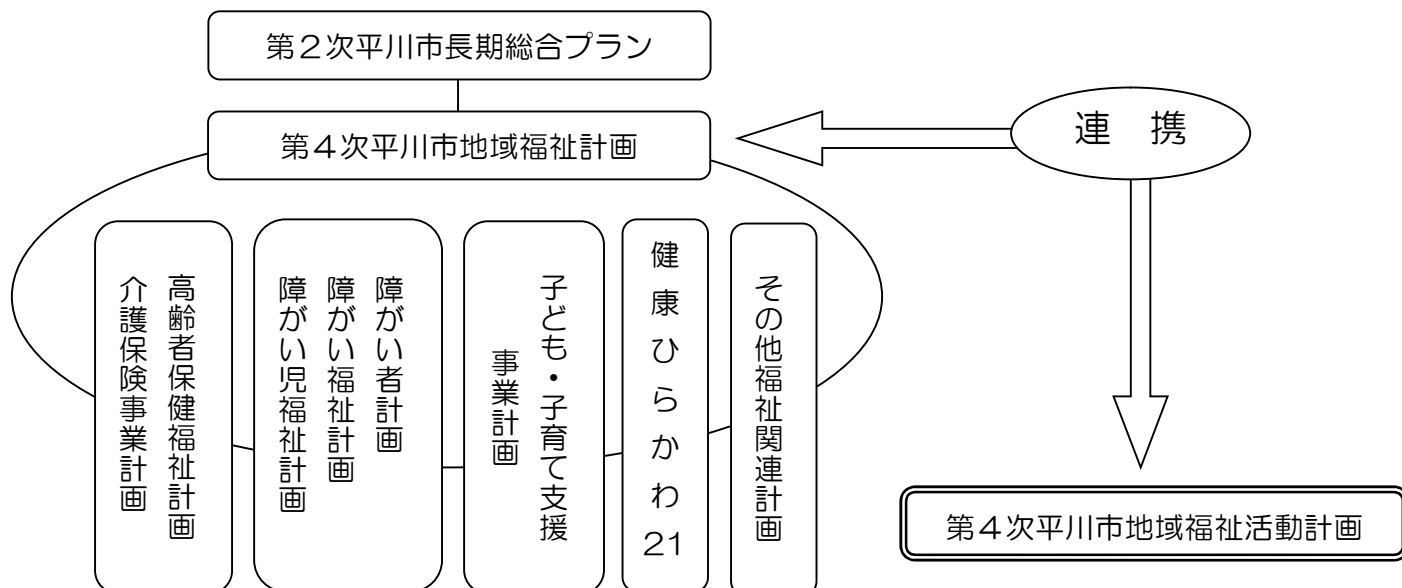
### (2) 計画の構成

計画は、基本理念に基づき、第3次計画の成果と課題や住民アンケートの結果や住民ワークショップの意見を踏まえて整理した4つの基本目標を掲げ、基本目標ごとに個々の現状と課題に対する具体的な内容を設定するために推進項目・事業項目(事業名)・方向性・事業の具体的な実施内容・協働機関・年次別計画・予定財源を明記した実施計画で構成します。

さらに、この計画を推進する上で、住民ニーズや地域ニーズの変化や行政施策の状況、社会情勢の変化等を考慮して必要に応じた計画の修正や見直しを行います。

## 4 第4次計画の位置づけ

本計画は、地域住民や各種団体等が主体的に策定する民間の行動計画であり、平川市が地域福祉に係る施策を総合的かつ計画的に推進するために策定する平川市地域福祉計画と整合性を図り、連携しながら地域福祉を推進していきます。



## 5 第4次計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、策定委員会並びに作業部会において協議・検討を行い作成した原案を基に、住民ワークショップや平川市社協職員全体会議の場で意見をいただきました。さらに令和5年度に平川市と連携して実施した住民アンケート結果、社協だよりや平川市社協ホームページといった広報媒体を通じて行ったパブリックコメントにより抽出された住民の意見を反映しました。

### (1) 地域福祉活動計画策定委員会の設置

平川市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱（平成20年11月18日施行）により、令和6年7月19日に知識経験者、社会福祉施設関係者、地域住民代表、関係行政機関職員の11名の委員を委嘱し、策定にあたりました。

策定委員の選任にあたっては、第4次平川市地域福祉計画策定委員と関係行政職員を中心に選任を行っており、平川市地域福祉計画との整合性を図りました。

(2) 平川市民アンケート調査の実施

計画の策定にあたり、住民の福祉に対する意識や地域活動への参加状況などの実態を把握するため、アンケート調査を実施しました。アンケート結果は、令和6年度策定された平川市地域福祉計画と共用するため、令和5年の8月に実施しました。

(3) 地域福祉活動計画作業部会の設置

関係行政職員と平川市社協職員の11名で構成されており、第4次計画の原案づくりを行いました。

(4) 社協職員全体研修会等の開催

計画の策定にあたり、全職員での取り組みを確認するため、職員の全体研修会の場において計画概要の説明及び意見聴取を行い、共有を図りました。

(5) 住民ワークショップの開催

地域特有の課題等について、計画に反映させることを目的に令和7年2月18日に148名の住民を対象にワークショップを開催し、地域福祉活動に対する意見聴取を行いました。

(6) 意見公募（パブリックコメント）の実施

2月20日～3月2日「社協ホームページ」において地域福祉活動計画素案の概要を掲載し、意見公募を実施しました。

### 第3章 計画の基本理念と基本目標

## ＜第3章 計画の基本理念と基本目標＞

### 1 計画の基本理念

平川市の「平川市長期総合プラン」においては、「まちの輝きは市民一人一人の笑顔から」を合言葉として、「あふれる笑顔くらし輝く平川市」を将来像にまちづくりの推進を図っています。

この長期総合プランにおいて、福祉のまちづくりについては、「お互いが支え合うまちづくり」を基本政策としてその実現を目指しています。

平川市社協では、住民の地域福祉への関心を高め、その自主的な取り組みを基盤とした活動を原則として地域における福祉課題の解決に取り組み、誰もが安心して暮らすことのできる福祉社会の実現を目指しています。

こうした観点を踏まえて、平川市社協の理念・行動規範である「地域の人たちと共に考え、共に築き、共に歩む福祉社会を目指します」を第3次計画の基本理念に目指すべきものとして、そのまま平川市社協の理念を掲げました。

第3次計画において、共助体制の構築や権利擁護事業の推進、生活支援体制の充実を図ってまいりましたが、未だ、地域住民、町会、各種関係団体、ボランティア等の皆様と協働しながら取り組むべき課題や構築すべき仕組みは多々ありますので、第4次計画においてもこれまでの基本理念を継承し、平川市の地域福祉を推進します。

#### ＜＜計画の基本理念＞＞

地域の人たちと 共に考え

共に築き 共に歩む

福祉社会を目指します

## 2 計画の基本目標

本計画に掲げた基本理念の達成のために、以下の基本目標を設定します。

### ＜基本目標 1＞ 地域共生社会に向けた地域福祉の推進

住民の生活の基盤は地域であり、誰もが住み慣れた地域において安心した生活が送れることを望んでいます。しかし、生活を送るうえで必ず何かしらの生活課題に直面し、地域においては地域課題も発生します。こうした課題を解決するためには、自助・公助を補完する地域での支え合いや助けあいといった共助が必要となります。平川市社協では、地域住民による共助の仕組みづくりを支援し地域福祉の推進を図るとともに、地域住民がそれぞれ役割を担い、共に生きる地域共生社会の実現を目指します。

#### （１）住民参加による主体的福祉活動の推進

世帯の構成人数が減少している中で、地域で安心した生活を営むためには、町会等の小地域においてお互いに支え合う体制や関係づくりは不可欠と言えます。そして、自分たちが住みやすい地域を構築するためには、その地域に住む人たちが自身が知恵や意見を出し合ったり行動したりする主体的な活動が必要です。

平川市社協では、地域福祉の推進基盤を町会に設定し「小地域福祉活動事業」により、町会独自の福祉活動や食事会、除排雪支援等に対する助成金を交付し、住民の主体的な福祉活動を支援しています。また、小地域における交流の促進や、地域住民による地域住民のための見守り活動や福祉安心電話事業等も住民参加による地域福祉活動として推進します。

#### （２）地域力の強化と人材・団体の育成

小地域福祉活動の推進にあたっては、町会長や福祉会代表、民生委員児童委員といったキーパーソンの存在がとても重要であるとともに、キーパーソンを支援する地域関係者の存在や住民個々の福祉意識を高めることも大切です。『地域活動に参加していない理由』や『困っている人がいたら手助けしようと思うか』という住民アンケートでは「活動の内容や参加方法がわからない」、「できる範囲でしようと思う」という意見が多く、情報があれば地域活動に参加したい住民が一定数いる結果となっておりますので、研修会や各種講座等の機会を活用し、問題意識の共有や福祉情報の提供を図るとともに人材育成につなげます。

### （３）ネットワークや共助の仕組みの構築

自助では解決できない複雑な課題や地域課題に関しては、特定個人の努力による解決は困難であり、地域における関係者の連携と役割分担による支援が必要です。個人個人の知恵や技能、経験に各種団体・組織の専門性等をつなぐことにより、様々な可能性や柔軟な対応が生まれ、個々の負担の軽減にもつながります。そして、地域のネットワークにより課題に取り組むことが共助であり、取り組んだ結果が「仕組み」として地域の財産となるよう支援します。

住民アンケートの地域へ期待することでは、「災害や防災対策」が最も多く、福祉サービスの充実の項目でも「緊急時や災害時に地域で助けあう仕組みをつくる」が高い結果となった反面、地域活動への参加の項目では、「防災活動」への参加が低い結果となっています。こうした結果からも、自主防災組織と連携し、従来の取り組みからのさらなる発展を模索します。

## ＜基本目標 ２＞ 在宅福祉サービスの充実

馴染みの人間関係を保ちながら、住み慣れた地域において生涯を終えることは、誰もが望むことであると思います。しかし、加齢や障がい、病気等による身体的問題や地域の関係性の希薄化、家族機能の低下といった様々な要因により、家族だけでは在宅生活を支えることが困難な状況も危惧されます。平川市社協では、介護保険等の公的福祉サービスと地域住民等による制度外サービスを組み合わせ、本人の意思の尊重と家族への支援を踏まえた在宅福祉サービスの充実に努めます。

### （１）公的福祉（フォーマル）サービスの実施

要介護者の在宅生活を支えるサービスとして、介護保険法による訪問介護や通所介護等の在宅系サービスを実施します。併せて、障がい者の在宅生活を支えるサービスとして、障害者総合支援法による相談支援事業や居宅介護事業を実施します。また、生産性の向上を推進するための介護分野におけるDX<sup>1</sup>や情報通信技術（ICT<sup>2</sup>）といった介護テクノロジーの導入についても検討いたします。

---

<sup>1</sup> DXとは、デジタルトランスフォーメーションの略で、介護DXは、介護現場にデジタル技術を取り入れ、介護業務の流れを変革し、新たな価値を創出する考え方です。DX化は単に技術を導入することではなく、効率化や変革の促進、利用者満足度の向上を目指すものです。

<sup>2</sup> ICTとは、情報技術と通信技術を組み合わせた概念です。情報を処理するだけでなく、ネットワークを通じた情報の共有や活用が特徴です。

## （２）住民参加による共助型（インフォーマル）サービスの充実

住民の在宅生活において介護保険等の公的福祉サービスは、大きな効果を得ていますが、公的福祉サービスだけで在宅生活が継続できるわけではなく、制度には隙間も生じます。そうした隙間を補う役割が共助であり、地域での住民相互の支え合いや助け合いが必要となります。

平川市社協では、福祉安心電話事業やほのぼの交流協力員事業、通いの場等の介護予防事業、小地域福祉活動事業等の住民参加により在宅生活を支える既存の事業の推進・強化を図るとともに、地域の実情や住民ニーズに基づく新たな社会資源の開発により、住民参加による共助型サービスの充実を図ります。

## （３）住民主体による予防的福祉の推進

住み慣れた地域において生活を継続していくためには、福祉サービスの利用を必要としない状態を保つ予防対策的な福祉の推進も重要です。平川市においても地域住民が主体となった介護予防や生活支援への取り組みを推進しており、地域支援事業における介護予防・日常生活支援総合事業や包括的支援事業、生活支援体制整備事業等について平川市と連携を図りながら、推進に努めます。

# ＜基本目標 ３＞ 福祉教育とボランティア活動の推進

福祉に関しては、児童や高齢者、障がい者等を対象としているイメージが強く、若年層の関わりが薄い傾向にあります。しかし、福祉は全ての国民を対象としており、お互いに支え・支えられる関係が求められます。多くの住民が福祉意識を持ち、主体的に地域福祉活動に参加していただくために、福祉教育を推進し、福祉意識の高揚を図るとともに課題解決のための思いの共有を図ります。

また、気軽に地域福祉に参加できる入り口として、ボランティア活動の推進を図ります。

## （１）福祉意識の高揚と人づくり

地域福祉の推進に関しては、地域住民の関わりも社会福祉法に努力義務として明記されておりますが、認識は薄く、社協会費による間接的な地域福祉への参加にとどまっているのが現状です。自分たちの住む地域において安心した生活を営むためには、地域住民相互の支え合いや助け合いといった共助や共生の考え方が不可欠であり、そのためには、多くの住民が福祉に関する意識を持つ必要があります。

平川市社協では、広報誌やSNS、ホームページ等を活用し、より多くの住民に関心を持っていただけるように創意工夫し、情報発信を行います。また、福祉情報出前講

座や各種研修会を通じて、高い福祉意識を持った方々を育み、地域福祉を推進する人づくりに努めます。

## （２）福祉教育の推進と地域福祉活動

福祉教育に関しては、福祉意識の高揚を目的として全ての住民に対して行う啓発活動とゴミ屋敷問題等の特定課題の解決を図るために当事者や周辺住民、関係者の意識改革や思いの共有を目的とする活動があります。

平川市社協では、児童・生徒・学校を対象とした、各種福祉体験事業やボランティア推進校の指定、福祉情報出前講座等の内容の充実を図るとともに適宜内容の見直しを図り、成年後見事業等の各種普及啓発セミナーの開催、福祉関係者に対する研修会の実施により、福祉教育の推進を図ります。また、地域毎の課題に対しては、福祉意識の高揚を図り、地域住民が主体となり課題解決できるよう支援いたします。

## （３）ボランティア活動の推進

ボランティア活動は、自身の意思による自発的な活動であり、社会貢献や福祉活動への関心を高める効果とともに自己実現が充足される活動です。赤い羽根共同募金等の寄附行為もボランティア活動として位置付けられており、多くの世帯が関わっておりますが、自身の余暇活動の中で行われるボランティア活動は活発とは言えない状況です。

平川市社協では、ボランティア活動の入り口となるボランティアポイント事業を行うとともに、ボランティア・市民活動センターの機能を強化し、住民や各種団体が気軽にボランティア活動ができる環境の整備を図ります。

## （４）災害に備えた地域づくりの取り組み

災害に備えた地域づくりを実現するためには、地域住民の防災意識を高めることや避難の経路や場所、援護が必要な方や援護できる方、危険箇所や活用できる資源といった情報の共有、普段から顔の見える関係性の構築等の平常時にできる取り組みが必要となり、備えが多いほど災害時の被害軽減につながります。また、自主防災組織が災害時に迅速に機能するためには、普段からの訓練や役割分担も必要とされます。災害に強い地域コミュニティ形成のために自主防災組織にも積極的に働きかけ、仕組みの構築に努めます。

## ＜基本目標 ４＞ 権利擁護と自立生活支援の強化

現在の福祉サービスの利用は、自身で選択する契約が基本であり、契約行為に必要な判断能力が低下した方々に対して、権利擁護の仕組みも構築されて参りました。また、生活困窮者や身寄りのない方への支援といった、福祉分野の裾野が時代に合わせて広が

りを見せております。こうした制度や体制が浸透していくほどに対象者が増加していくと予想されるため、権利擁護関連事業の推進と生活困窮者対応等の自立生活支援の強化を図ります。

### （１）相談援助体制の強化

家族機能の低下や地域住民・家族間とのつながりの希薄化は、身近に相談できる方の減少につながり、自助だけでは生活課題を解決できない場合も想定されます。複雑多様化した社会情勢と併せて、課題解決に向けて生活全般の悩みを受け止められる相談窓口の役割は、大きいと考えられます。

平川市社協では、司法書士による「特別相談所」や広域で実施している弁護士による「社協広域法律相談所」といった定期開催している相談所を開設すると共に、随時対応できる福祉専門職による相談を強化し、住民の生活課題の解決に向けた支援を行います。また、ほのぼの交流協力員や民生委員児童委員、町会福祉会（部）と連携したネットワーク等から把握した課題に対しては、能動的な課題解決の支援に努めます。

### （２）権利擁護事業の推進

高齢者人口の増加は、認知症高齢者数と比例し、認知症施策推進大綱でも対策が進められております。そうした中で精神障がいや知的障がいを抱えた方々と合わせ、権利擁護の仕組みは必要不可欠といえます。

平川市社協では、認知症高齢者や精神障がい者、知的障がい者等の権利を擁護するため、「日常生活自立支援事業」や「法人後見」に取り組んでおり、「成年後見サポートセンター」では、権利擁護に関する相談や申立ての支援を行っています。今後も権利擁護事業を推進するとともに、権利擁護に対する普及活動や住民の協力体制の構築を図ります。

また、弘前圏域権利擁護支援事業や市民後見人育成・活用推進協議会等の広域で推進する仕組みにも積極的に参加し、連携を図ります。

### （３）生活支援体制の充実

平川市社協では、「生活福祉資金貸付事業」、「権利擁護事業」、「障害者総合支援事業」、「介護保険事業」といった公的福祉サービスや町会を基盤とした小地域福祉活動による共助の仕組み作りを推進することで、生活支援に努めます。

また、生活困窮者自立支援事業の相談窓口として、平川市福祉事務所と連携を図りながら平川市民の生活全般の相談を受け止め、伴走型の支援を実施します。併せて、フードバンク事業や青森しあわせネットワークの現物給付事業を活用し、生活支援体制の充実を図ります。

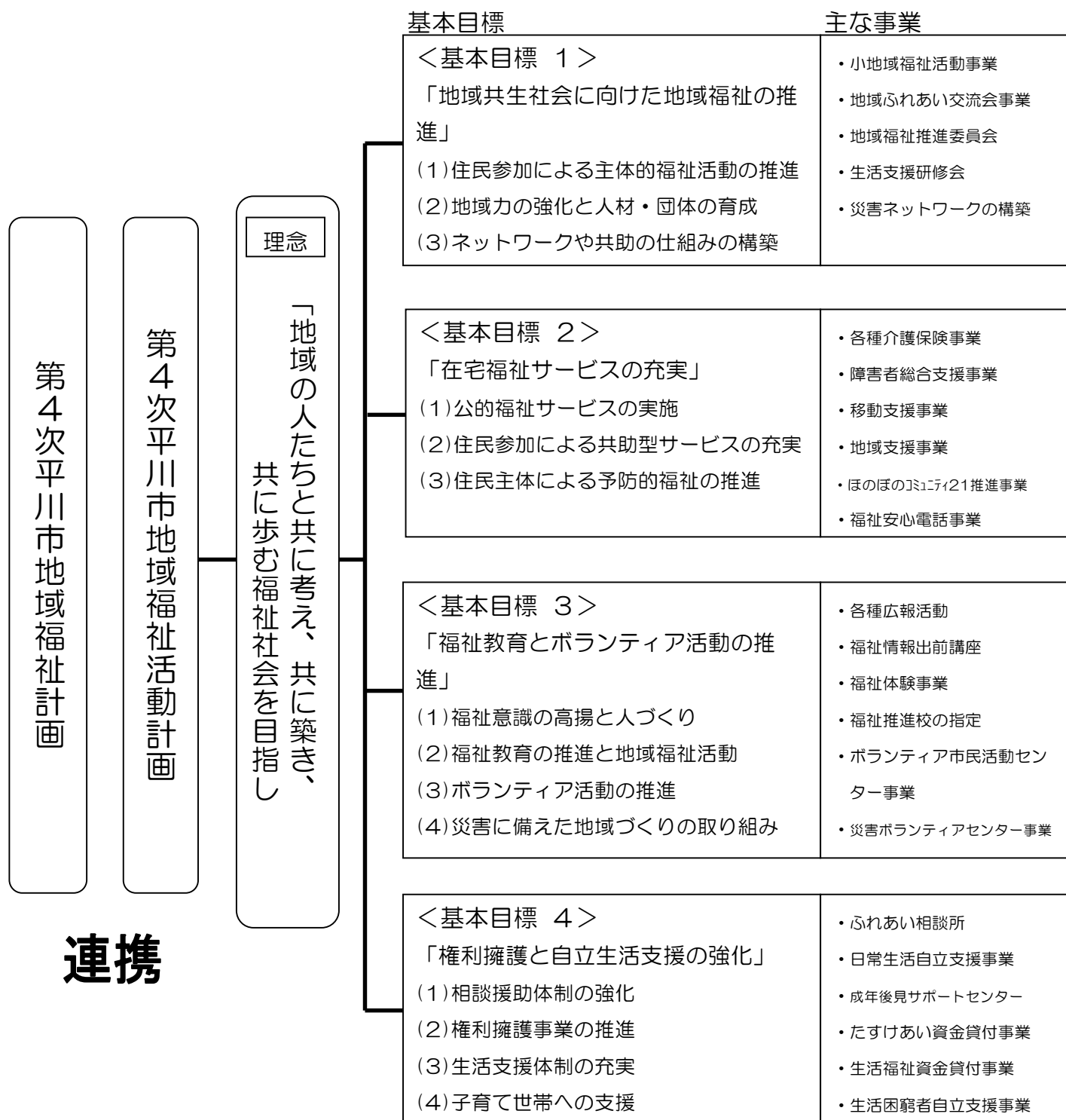
今後は、生活困窮者自立支援制度に求められるひきこもり支援や住まい相談支援といった新たな動向を注視し対応を検討します。

#### （４）子育て世帯への支援

現代の様々な情報を得られる社会は、人生においての様々な選択肢と可能性をもたらし、従来の家制度や家庭の在り方にも変化が生まれ、自分の生き方を自由に選択しやすくなりました。その弊害として、一人親家庭の増加、高齢や障がい等により自立が困難な親族への扶養義務放棄といった身寄りに関する問題も表面化しており、生活困窮に陥りやすい傾向があります。

一人親家庭の貧困対策として、学習支援やこども食堂等の取り組みが行われており、地域社会全体で協力し合いながら、子どもたちの成長を支えることや将来の可能性を広げることが期待されています。平川市社協では、食糧支援事業や現物給付事業を通して直接的な支援を行うとともに、市内のこども食堂等の実施団体と連携を図ります。

### 3 計画の体系



## 第4章 実施計画

## ＜第4章 実施計画＞

### 1 地域共生社会に向けた地域福祉の推進

- (1) 住民参加による主体的福祉活動の推進
- (2) 地域力の強化と人材・団体の育成
- (3) ネットワークや共助の仕組みの構築

### 2 在宅福祉サービスの充実

- (1) 公的福祉（フォーマル）サービスの実施
- (2) 住民参加による共助型（イフォーマル）サービスの充実
- (3) 住民主体による予防的福祉の推進

### 3 福祉教育とボランティア活動の推進

- (1) 福祉意識の高揚と人づくり
- (2) 福祉教育の推進と地域福祉活動
- (3) ボランティア活動の推進
- (4) 災害に備えた地域づくりの取り組み

### 4 権利擁護と自立生活支援の強化

- (1) 相談援助体制の強化
- (2) 権利擁護事業の推進
- (3) 生活支援体制の充実
- (4) 子育て世帯への支援

## 1 地域共生社会に向けた地域福祉の推進

| 実施計画<br>(推進項目)           | 事業項目<br>(事業名)             | 方向性  | 事業の具体的な実施内容・課題                                                                                               |
|--------------------------|---------------------------|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1)<br>住民参加による主体的福祉活動の推進 | ①小地域福祉活動事業                | 継続強化 | 町会や福祉会(部)を主体とし、それぞれの地域に合わせた福祉活動の推進を目的とします。必須項目と選択項目の組み合わせにより、町会毎の事業展開を図っていますが、ニーズに見合う新たな選択項目について検討し、発展に努めます。 |
|                          | ①-1<br>ふれあいホットサロン事業(選択事業) | 継続   | 65歳以上の一人暮らし高齢者等を対象に町会・福祉会(部)が企画し、小地域での会食サービス事業を実施します。共生社会の実現に向けて、サービスの受け手側の役割についても検討します。                     |
|                          | ①-2<br>小規模除排雪事業(選択事業)     | 継続強化 | 一人暮らし高齢者等を対象に道路除排雪後の雪の除去や生活路の除雪を町会・福祉会(部)の除雪ボランティアが安価で行う事業です。豪雪時の対応の為、ボランティアとも連携すると共に事業の更なる発展に努めます。          |
|                          | ②地域ふれあい交流会開催事業            | 継続   | 住民相互の交流保持と地域におけるネットワーク推進を図るため、町会単位で開催する児童から高齢者まで地域の誰もが参加できる交流会を支援します。地域住民が一堂に会する機会を介護予防等の他の活動に展開できるよう支援します。  |
|                          | ③町会福祉会・福祉部の設置促進・活動支援      | 継続   | 共助体制の中核となる町会や福祉会(部)と連携し、小地域福祉の推進を図るとともに、地域住民の主体的な取り組みにより地域課題が解決できるよう支援します。また、未設置の町会に関しては、設置促進を図ります。          |
| (2)<br>地域力の強化と人材・団体の育成   | ①生活支援研修会                  | 継続   | 住民の生活支援に関わる関係者が一堂に会し、講演や意見交換を通じて、自身のスキルアップを図ります。また、研修参加者を地域住民に対する情報発信源やリーダーとしての育成の機会とします。                    |
|                          | ②市内法人連絡会活動                | 新規   | 市内の法人が連携することで幅広い知識や専門性を多様化する地域課題や住民ニーズに対して活用することで地域共生社会の実現を目指します。                                            |

| 協働機関                                                       | 年次別5年計画                |                  |            |             |             | 予定財源                                  |
|------------------------------------------------------------|------------------------|------------------|------------|-------------|-------------|---------------------------------------|
|                                                            | 令和7年度                  | 令和8年度            | 令和9年度      | 令和10年度      | 令和11年度      |                                       |
| 市社協・町会<br>福祉会・福祉部<br>民生委員児童委員<br>ほのぼの交流協力員<br>地域住民         | →<br>随時新規選択<br>事業検討・実施 | →                |            |             | →           | 自主財源<br>(社協会費)                        |
| 町会・福祉会<br>福祉部・婦人会<br>民生委員児童委員<br>ほのぼの交流協力員<br>地域住民         | →                      |                  |            |             | →           | 自主財源<br>(社協会費)                        |
| 市社協・平川市<br>福祉部・福祉会<br>除雪ボランティア<br>町会・地域住民                  | →                      |                  |            |             | →           | 自主財源<br>(社協会費)                        |
| 市社協・町会<br>福祉部・福祉会<br>地域関係団体<br>地域住民                        | →                      |                  |            |             | →           | 自主財源<br>(社協会費)<br>市助成金                |
| 市社協・町会長<br>民生委員児童委員<br>福祉関係団体<br>地域福祉推進委員                  | →                      |                  | →<br>役割の検討 | →<br>地域事業検討 | →<br>地域事業実施 | 自主財源                                  |
| 市社協・町会長<br>民生委員児童委員<br>地域福祉推進委員会<br>各種生活支援協力員<br>福祉関係機関・団体 | →                      |                  |            |             | →           | 市受託金<br>県社協受託金<br>(生活福祉資金事務費)<br>自主財源 |
| 市社協<br>福祉関係機関・団体<br>社会福祉施設                                 | →<br>立ち上げ              | →<br>活動内容の<br>検討 | →<br>事業実施  |             | →           | 自主財源                                  |

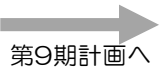
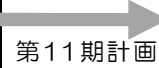
## 1 地域共生社会に向けた地域福祉の推進

| 実施計画<br>(推進項目)                  | 事業項目<br>(事業名)  | 方向性      | 事業の具体的な実施内容・課題                                                                                                                  |
|---------------------------------|----------------|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (2)<br>地域力の強化<br>と人材・団体の<br>育成  | ③福祉団体・当事者団体の支援 | 継続       | 市内の福祉団体や当事者団体の自立支援を図るとともに、円滑な活動が困難な団体に関しては、事務委託契約により事務・事業を支援します。また、社協事業においても連携を図り、地域福祉の推進に努めます。地区組織については、会員数や活動状況に応じて在り方を協議します。 |
| (3)<br>ネットワーク<br>や共助の仕組<br>みの構築 | ①小地域ネットワークの形成  | 継続       | 小地域において、ケースに順応したネットワークを形成します。また、それぞれのケースに応じた支援体制の確立や役割分担を行い、効果的な組織間の連携も図ります。                                                    |
|                                 | ②小地域福祉活動事業     | 継続<br>強化 | 1－(1)－①<br>再 掲                                                                                                                  |
|                                 | ③共同募金配分事業      | 継続       | 共同募金の地域配分金を活用して、行われている一人暮らし高齢者会食サービス等の各種事業について、評価検証を行いながら実施します。新たな地域課題への対応や取り組みについて、平川市共同募金員会と連携し、配分金充当の有無を協議して対応します。           |

| 協働機関                                              | 年次別5年計画                                                                              |       |       |        |        | 予定財源             |
|---------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|-------|-------|--------|--------|------------------|
|                                                   | 令和7年度                                                                                | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |                  |
| 市社協<br>福祉関係機関・団体<br>当事者団体                         |    |       |       |        |        | 事務委託料            |
| 市社協・町会<br>民生委員児童委員<br>ほのぼの交流協力員<br>地域関係団体<br>地域住民 |    |       |       |        |        | 自主財源             |
|                                                   |                                                                                      |       |       |        |        |                  |
| 市社協・町会<br>平川市共同募金委員会<br>地域住民                      |  |       |       |        |        | 共同募金配分金<br>参加費収入 |

## 2 在宅福祉サービスの充実

| 実施計画<br>(推進項目)           | 事業項目<br>(事業名)                    | 方向性      | 事業の具体的な実施内容・課題                                                                                                 |
|--------------------------|----------------------------------|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1)<br>公的福祉サービスの実施       | ①介護保険事業                          | 継続       | 介護を必要とする高齢者等に対して、日常生活全般の状況及び要望を踏まえて、自立した在宅生活を支援するために訪問介護・通所介護・居宅介護支援事業を行うとともに制度外サービスも組み合わせた生活支援に努めます。          |
|                          | ②障害者福祉サービス事業（障害者総合支援法）           | 継続       | 障がいを抱えた方が、住み慣れた地域で自立した生活が営めるように特定相談支援事業により居宅介護サービスの利用計画を作成し、障がい者の在宅生活を支援します。また、制度外サービスも組み合わせた生活支援に努めます。        |
|                          | ③移動支援サービスの実施                     | 継続       | 要介護者や障がい者等の公共交通機関の利用が困難な方を対象に、通院や外出支援を目的に福祉有償運送事業や障害者移動支援事業を実施します。                                             |
|                          | ④受託事業の効果的運営                      | 継続<br>協議 | 指定管理者制度による管理運営を含め、各種受託事業について契約に基づき事業を行うとともに、市社協が行うインフォーマルサービスも活用し、より効果的な事業の実施に努めます。受託内容や方向性については都度、市と協議いたします。  |
| (2)<br>住民参加による共助型サービスの充実 | ①ほのぼの交流協力員事業                     | 継続       | 一人暮らし高齢者等を対象に各地域のほのぼの交流協力員が定期的に友愛訪問や見守り活動を行います。また、活動を通じて課題の早期発見や解決に向けての連絡調整や支援も行います。                           |
|                          | ②福祉安心電話事業                        | 継続<br>協議 | 一人暮らし高齢者等を対象に福祉安心電話を設置し、急病や火災等の緊急対応を行います。また、近隣協力員による見守りも行います。また、SNS等を利用した新たなサービスの検討についても市と協議いたします。             |
|                          | ③ふれあいいきいきサロン推進事業                 | 継続       | 誰もが気軽に歩いて参加できる場所を拠点に、参加者が自ら企画し、運営する小地域(グループ)での楽しい集まりを支援します。生活支援体制整備事業で推進している通いの場への発展について協議し、地域で行う介護予防の推進を図ります。 |
|                          | ④子育て応援ネット（広域事業 平川市・黒石市・藤崎町・田舎館村） | 継続<br>協議 | 地域の中で子育てをサポートする仕組みとして保育サポーターの養成を実施し、子育て家庭の支援体制の充実を図ります。また、利用者実績等を勘案し、今後の方向性や広域実施等の在り方検討する必要があります。              |

| 協働機関                                                       | 年次別5年計画                                                                                        |       |            |        |                                                                                                   | 予定財源                       |
|------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|------------|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|
|                                                            | 令和7年度                                                                                          | 令和8年度 | 令和9年度      | 令和10年度 | 令和11年度                                                                                            |                            |
| 市社協・平川市<br>国保連・介護職員<br>在宅介護支援センター<br>地域包括支援センター<br>介護保険施設等 | <br>第9期計画への対応 |       | 第10期計画への対応 |        | <br>第11期計画への対応 | 介護報酬<br>利用者負担金<br>市受託金     |
| 市社協・平川市<br>国保連<br>特定相談支援事業職員<br>障害者支援施設                    |              |       |            |        |                                                                                                   | 障害者福祉サービス費<br>利用者負担金       |
| 市社協・平川市<br>訪問介護職員<br>特定相談支援事業職員                            |              |       |            |        |                                                                                                   | 有償運送年会費<br>有償運送利用料<br>市受託金 |
| 市社協・平川市<br>地域関係団体<br>地域住民                                  |            |       |            |        |                                                                                                   | 市受託金                       |
| 市社協・平川市<br>民生委員児童委員<br>福祉部・福祉会<br>ほのぼの交流協力員                |            |       |            |        |                                                                                                   | 市受託金<br>(国庫補助事業)<br>自主財源   |
| 市社協・平川市<br>民生委員児童委員<br>福祉安心電話協力員<br>在宅介護支援センター             |            |       |            |        |                                                                                                   | 市受託金<br>県社協助成金             |
| 市社協<br>ほのぼの交流協力員<br>老人クラブ<br>地域住民                          |            |       |            |        |                                                                                                   | 自主財源<br>共同募金配分金            |
| 市社協・黒石市社協<br>藤崎町社協<br>田舎館村社協<br>保育サポーター<br>地域住民            | <br>在り方検討   |       |            |        |                                                                                                   | 自主財源<br>共同募金配分金            |

| 実施計画<br>(推進項目)                 | 事業項目<br>(事業名) | 方向性      | 事業の具体的な実施内容・課題                                                                                           |
|--------------------------------|---------------|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (3)<br>住民主体による<br>予防的福祉<br>の推進 | ①地域支援事業       | 継続       | 介護予防普及啓発事業、通所型サービス業務、家族介護者支援事業、高齢者の生きがいと健康づくり推進事業により、要介護状態を予防するとともに要介護状態になっても地域で自立した生活を営むことができるように支援します。 |
|                                | ②生活支援体制整備事業   | 継続<br>強化 | 生活支援コーディネーターが中心となり、住民主体による生活支援や介護予防サービスの充実を図ります。これまでは、通いの場の設置を中心に事業展開されてきましたが、生活支援の取り組みについても推進を図ります。     |

| 協働機関                                                        | 年次別5年計画                                                                            |       |       |        |        | 予定財源          |
|-------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|-------|-------|--------|--------|---------------|
|                                                             | 令和7年度                                                                              | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |               |
| 市社協・平川市<br>在宅介護支援センター<br>地域包括支援センター<br>介護保険事業職員<br>地域住民     |  |       |       |        |        | 市受託金<br>介護保険料 |
| 市社協・平川市<br>地域包括支援センター<br>在宅介護支援センター<br>生活支援コーディネーター<br>地域住民 |  |       |       |        |        | 市受託金          |

### 3 福祉教育とボランティア活動の推進

| 実施計画<br>(推進項目)                | 事業項目<br>(事業名)      | 方向性      | 事業の具体的な実施内容・課題                                                                                                      |
|-------------------------------|--------------------|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1)<br>福祉意識の高<br>揚と人づくり       | ①長寿福祉大会            | 継続       | 長寿福祉大会を市と市老人クラブ連合会と共催で開催し、福祉発展に功績のあった方々や団体・企業の表彰を行います。また、長寿関係者のみならず誰もが参加できる福祉大会の在り方について検討します。                       |
|                               | ②各種広報活動            | 継続<br>強化 | 市社協機関紙「社協だより」の定期発行、ホームページ、SNSの運用と更新、各種パンフレットの活用等により、市社協のPRと情報発信を行います。管理部署や委員会の役割を明確にし、市民に関心を持っていただけるよう創意工夫に努めます。    |
|                               | ③福祉情報出前講座の実施       | 継続       | 町会や各種団体から申込みを受け付けて、職員の派遣または講師を斡旋し、福祉の広報活動として、出前方式の講座を実施します。利用実績等を勘案して既存のメニューの見直しを行うとともにニーズに合わせた新規メニューの追加を適宜行います。    |
|                               | ④権利擁護セミナーの開催       | 継続       | 住民に対しての日常生活自立支援事業や成年後見制度等の権利擁護に対する周知・啓発を図るために権利擁護セミナーを開催します。また、市民後見人へのフォローアップや活動支援の機会とします。<br>また、他の研修会との合同開催も検討します。 |
|                               | ⑤社会福祉士実習(大学生等)の受入れ | 継続       | 実習受入マニュアルに基づき、実習指導者研修を修了した実習スーパーバイザー(社会福祉士)が中心となり、組織内の共通認識のもとに実習生を受け入れ、次世代の福祉を担う人材育成を支援します。                         |
| (2)<br>福祉教育の推<br>進と地域福祉<br>活動 | ①学校連絡会の開催          | 継続       | 市内の小・中学校・高等学校の担当教員と福祉教育やボランティア等の福祉に関する情報交換会を開催し、福祉ニーズの共有を図ります。また、ニーズに基づき、学校関係者と協働する事業の企画等について検討します。                 |
|                               | ②福祉体験事業            | 継続       | 福祉施設利用者との交流や事業所見学、ボランティア体験等を通じて、参加者が主体的に様々なことを学びとれる機会を提供します。学生や学校、住民のニーズに合わせた体験プログラムを検討し、参加者の拡大に努めます。               |
|                               | ③ボランティア推進校の指定      | 継続       | 福祉教育の推進を図るため、市内小・中学校、高等学校全校を対象に推進校を募集し、福祉・ボランティア推進校の指定を行います。学校連絡会での共有情報や学校・学生ニーズに基づき、市社協との協働事業の検討や企画を推進します。         |

| 協働機関                                                     | 年次別5年計画                                                                                      |                                                                                                  |                                                                                     |        |                                                                                       | 予定財源                               |
|----------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|--------|---------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|
|                                                          | 令和7年度                                                                                        | 令和8年度                                                                                            | 令和9年度                                                                               | 令和10年度 | 令和11年度                                                                                |                                    |
| 市社協・平川市<br>老人クラブ連合会<br>関係福祉団体                            |            |                                                                                                  |                                                                                     |        |                                                                                       | 自主財源<br>共同募金配分金<br>老人クラブ事業費        |
| 市社協<br>行政委員<br>関係機関                                      |            |                                                                                                  |                                                                                     |        |                                                                                       | 自主財源<br>共同募金配分金                    |
| 市社協<br>関係機関（講師依頼）                                        |            |                                                                                                  |                                                                                     |        |                                                                                       | 自主財源<br>共同募金配分金                    |
| 市社協・平川市<br>各種職能団体<br>生活支援員・市民後見人<br>成年後見サポートセンター<br>地域住民 |          |                                                                                                  |                                                                                     |        |                                                                                       | 自主財源<br>共同募金配分金<br>後見報酬            |
| 市社協<br>実習指導者（社会福祉士）<br>養成校（大学）<br>実習生                    |          |                                                                                                  |                                                                                     |        |                                                                                       | 自主財源<br>実習費                        |
| 市社協<br>市内小学校<br>市内中学校<br>市内高等学校                          | <br>隔年実施  |                                                                                                  |  |        |  | 自主財源                               |
| 市社協・県社協<br>教育委員会<br>市内小・中学校<br>市内福祉施設<br>ボランティア          |          |                                                                                                  |                                                                                     |        |                                                                                       | 自主財源<br>県社協助成金<br>共同募金配分金<br>事業参加費 |
| 市社協<br>市内小学校<br>市内中学校<br>市内高等学校                          | <br>在り方検討 | <br>新規体制での実施 |                                                                                     |        |                                                                                       | 自主財源<br>共同募金配分金                    |

### 3. 福祉教育とボランティア活動の推進

| 実施計画<br>(推進項目)          | 事業項目<br>(事業名)          | 方向性  | 事業の具体的な実施内容・課題                                                                                                              |
|-------------------------|------------------------|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (2)<br>福祉教育の推進と地域福祉活動   | ④愛の輪レクリエーション事業         | 継続   | 市内の障がい者・児、その家族、ボランティア、関係者等を対象にレクリエーションを通じて交流と親睦、融和を図ります。                                                                    |
| (3)<br>ボランティア活動の推進      | ①ボランティア・市民活動センターの設置・運営 | 継続強化 | 誰もが、自身の力や経験を活用しながら自主的に参加できるボランティア環境の整備を行うとともに、情報の提供や各種相談、人材育成を通して、ボランティア個人や福祉団体への支援を図ります。マッチングまでのシステムを構築します。                |
|                         | ②各種ボランティア講座の開催         | 継続   | 市民のボランティアに関する意識の啓発と醸成、生活支援ボランティアの養成、平川市認定ヘルパーの養成、情報の提供を目的に各種ボランティアに関する講座を開催します。併せて、ボランティア及びボランティア活動団体の育成と支援を図ります。           |
|                         | ③ボランティアポイント事業の実施       | 継続   | ボランティアポイント事業は、高齢者が介護支援ボランティアとして生きがいの醸成と介護予防を図ることを目的としており、ポイントを付与することで住民がボランティアに取り組みやすい環境を整備します。受け入れ先の開拓とボランティアメニューの増加に努めます。 |
| (4)<br>災害に備えた地域づくりの取り組み | ①自主防災組織との連携            | 新規   | 地域住民が防災に関しての取り組みを必要としていることに対し、自主防災組織活動への参加が低調な状況であるため、必要とする自主防災組織と連携し、活動の活発化に努めます。併せて、ハザードマップの活用や要援護者台帳に基づくマップ作りの支援も行います。   |
|                         | ②災害ネットワークと連絡体制の構築      | 新規   | 自主防災組織や市が行う防災訓練等を活用し、地域の生活支援関係者が災害時の役割を明確にし、連携を図る体制づくりを支援します。また、台風等の予想できる災害に対する自主避難の連絡体制を構築し、災害に対する不安の軽減に努めます。              |
|                         | ③防災意識の啓発               | 新規   | 被災地支援を通じて得た経験を出前講座などで伝え、地域内における繋がり強化を支援しながら市民の防災活動に関する意識の啓発と醸成を図ります。                                                        |

| 協働機関                                                         | 年次別5年計画                                                                              |          |         |                                                                                            |        | 予定財源                               |
|--------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|----------|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------|--------|------------------------------------|
|                                                              | 令和7年度                                                                                | 令和8年度    | 令和9年度   | 令和10年度                                                                                     | 令和11年度 |                                    |
| 市社協・県社協<br>障がい当事者・家族<br>障害者支援施設<br>ボランティア<br>地域住民            |    |          |         |                                                                                            |        | 自主財源<br>県社協助成金<br>共同募金配分金<br>事業参加費 |
| 市社協・平川市<br>ボランティア・団体<br>受入福祉施設・企業<br>ボラセン推進委員会               | 体制の見直し・検討                                                                            | 体制の基盤づくり | 実施内容の計画 | <br>強化実施 |        | 自主財源<br>共同募金配分金                    |
| 市社協<br>ボランティア<br>ボランティア団体<br>地域住民                            |    |          |         |                                                                                            |        | 自主財源<br>市受託金                       |
| 市社協・平川市<br>地域住民<br>市内法人・企業                                   |  |          |         |                                                                                            |        | 自主財源                               |
| 市社協・平川市<br>自主防災組織<br>地域住民<br>災害ボランティアセンター<br>災害ボランティア        |  |          |         |                                                                                            |        | 自主財源                               |
| 市社協・平川市<br>町会・地域関係団体<br>民生委員児童委員<br>ほのぼの交流協力員<br>自主防災組織・地域住民 |  |          |         |                                                                                            |        | 自主財源                               |
| 市社協・平川市<br>町会・自主防災組織<br>民生委員児童委員<br>ほのぼの交流協力員<br>地域住民        |  |          |         |                                                                                            |        | 自主財源                               |

#### 4. 権利擁護と自立生活支援の強化

| 実施計画<br>(推進項目)       | 事業項目<br>(事業名)   | 方向性 | 事業の具体的な実施内容・課題                                                                                                                            |
|----------------------|-----------------|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1)<br>相談援助体制<br>の強化 | ①特別相談所の開設       | 継続  | 専門的知識を有する司法書士等を相談員とする特別相談所を開設して、法律的な事案に対応した相談体制を整備します。広域法律相談所とも連携し、相談内容に応じた適切な相談窓口での対応を図ります。                                              |
|                      | ②広域法律相談所の開設     | 継続  | 平川市社協と藤崎町・大鰐町・田舎館村・西目屋村の各社協と持ち回りにより、弁護士による専門的な法律相談所を開設して、市民の抱える法的な問題の解決を支援します。                                                            |
|                      | ③生活総合相談の実施      | 継続  | 社会福祉士やコミュニティソーシャルワーカー、在介職員等が電話や来所、訪問の形態を問わず、随時、市民の生活課題等の相談に対応し、課題解決の支援に努めます。また、地域課題の提起や共有化について発信し、課題解決の仕組み作りに努めます。生活困窮者自立相談支援窓口とも連携を図ります。 |
|                      | ④市及び専門機関との連携・協力 | 継続  | あらゆる相談内容に対応し、解決に向けた支援をするため、他の社会資源と有機的に連携します。また、必要に応じ、適切な専門機関へ個人情報保護に留意したうえで、紹介や情報提供を行い最善の解決方法を模索します。                                      |
| (2)<br>権利擁護事業<br>の推進 | ①日常生活自立支援事業の実施  | 継続  | 認知症高齢者や障がいのある方が、地域で安心して生活が送れるよう、福祉サービスの利用手続きの援助や代行、それに伴う日常的な金銭管理を行います。また、関係機関との連携を図るとともに程度に合わせて成年後見への移行も適切に行います。                          |
|                      | ②成年後見サポートセンター事業 | 継続  | 障がいや高齢により、判断能力が著しく低下した方々が、社会生活において様々な法律行為を必要とする場合に、相談から成年後見人の受任まで総合的な支援を行います。また、制度の周知や啓発を図るとともに、弘前圏域の広域連携機関とも連携を図ります。                     |
|                      | ③法人後見の受任        | 継続  | 親族や専門職による適切な後見人が得られない場合や課題が複雑化し、個人後見の受任が困難な場合に市社協が法人として後見を受任し、被後見人等の権利擁護と利益保護を行います。また、弘前圏域広域連携機関で養成する市民後見人の配置や後見支援員として活躍の場を提供します。         |
| (3)<br>生活支援体制<br>の充実 | ①たすけあい資金貸付事業    | 継続  | 一時的に生活資金に困難が生じた住民に対して生活資金を貸し付け、世帯更生に向けた生活支援と自立援助を行います。県社協が行うしあわせネットワークやフードバンク等の現物給付事業とも連携し、負担の軽減を図ります。                                    |

| 協働機関                                                         | 年次別5年計画 |       |       |        |        | 予定財源                    |
|--------------------------------------------------------------|---------|-------|-------|--------|--------|-------------------------|
|                                                              | 令和7年度   | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |                         |
| 市社協<br>特別相談員<br>ふれあい相談員<br>司法書士会                             |         |       |       |        |        | 自主財源                    |
| 市社協・弁護士<br>広域社協（藤崎町・<br>大鰐町・田舎館村・<br>西目屋村・板柳町）               |         |       |       |        |        | 自主財源<br>（各開催社協負担）       |
| 市社協<br>福祉事務所<br>在宅介護支援センター<br>地域住民                           |         |       |       |        |        | 自主財源<br>市受託金            |
| 市社協・平川市<br>各種社会資源<br>各種相談窓口<br>関係機関                          |         |       |       |        |        | 自主財源                    |
| 市社協・県社協<br>協力社協（黒石市・藤崎<br>町・大鰐町・田舎館村）<br>生活支援員<br>地域包括支援センター |         |       |       |        |        | 県社協受託金<br>自主財源<br>利用料収入 |
| 市社協・平川市<br>家庭裁判所<br>地域包括支援センター<br>地域住民<br>弘前圏域広域連携機関         |         |       |       |        |        | 自主財源<br>共同募金配分金<br>後見報酬 |
| 市社協<br>市民後見人<br>関係機関<br>地域住民<br>弘前圏域広域連携機関                   |         |       |       |        |        | 自主財源<br>後見報酬            |
| 市社協<br>民生委員児童委員<br>福祉事務所<br>生活困窮相談員<br>しあわせネットワーク<br>フードバンク  |         |       |       |        |        | 自主財源                    |

#### 4. 権利擁護と自立生活支援の強化

| 実施計画<br>(推進項目)       | 事業項目<br>(事業名)     | 方向性 | 事業の具体的な実施内容・課題                                                                                                                         |
|----------------------|-------------------|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (3)<br>生活支援体制<br>の充実 | ②生活福祉資金貸付事業       | 継続  | 総合支援資金・福祉資金・教育支援資金等の貸し付けによる対象世帯の自立更生を図るとともに民生委員の指導援助と併せ、生活意欲の助長促進と生活の安定を目的に生活支援をします。また、必要に応じて生活困窮者自立支援と連携します。                          |
|                      | ③障害者通園（所）助成費事業    | 継続  | 心身障がい者が冬期間、市外の障害者支援施設に通う際の交通費の一部を助成することで生活の支援を行うとともに公共交通機関を利用することで自立支援を図ります。                                                           |
|                      | ④生活困窮者自立支援事業      | 継続  | 経済的に困窮し、最低限度の生活を維持できなくなるおそれがある方々に対して、相談窓口を通じて、生活困窮状態からの自立支援に努めます。また、関係機関とのネットワーク形成により、生活困窮者の情報収集を行うとともに、アウトリーチ（訪問型相談）による積極的な課題発見に努めます。 |
|                      | ⑤青森しあわせネットワークへの参画 | 継続  | 青森県社協が実施する県内の社会福祉法人が連携し、支援が必要な人の早期把握と制度の狭間のニーズや生活課題の具体的な解決を図るためのしあわせネットワークに参画し、住民の生活支援を図ります。                                           |
|                      | ⑥フードバンク事業の実施及び活用  | 継続  | 青森県社協や各種企業、NPO法人等が実施するフードバンク事業やフードドライブ事業の食料品や日用品並びに市民より寄せられた米や缶詰等を活用し、生活に窮する世帯の食料支援を行います。食料品に関しては安全に配慮するとともに、自立を阻害しない支援に努めます。          |
| (4)<br>子育て世帯への支援     | ①よかったらどうぞ事業       | 継続  | 市民・企業等から善意の食糧や日用品・文房具等の寄付物品をひとり親世帯等の生活支援に役立てます。<br>またよかったらどうぞBOX設置拡大や定期的な配布方法を検討し、事業の推進を図ります。                                          |
|                      | ②きみの一冊プレゼント事業     | 新規  | 個人・企業様から募金・寄付金を募り市内の新小学1年生に図書カードを贈呈することで、子育て世帯を支援します。                                                                                  |

| 協働機関                                     | 年次別5年計画                                                                              |                                                                                      |       |        |        | 予定財源                   |
|------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|-------|--------|--------|------------------------|
|                                          | 令和7年度                                                                                | 令和8年度                                                                                | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |                        |
| 市社協<br>青森県社協<br>民生委員児童委員<br>生活困窮相談員      |    |                                                                                      |       |        |        | 県社協貸付原資<br>県社協受託金      |
| 市社協<br>障害者支援施設                           |    |                                                                                      |       |        |        | 共同募金配分金                |
| 市社協・平川市<br>福祉事務所<br>各種貸付事業<br>企業・施設・団体   |    |                                                                                      |       |        |        | 自主財源<br>市受託金           |
| 市社協<br>青森県社協<br>福祉施設                     |  |                                                                                      |       |        |        | 県社協事業費                 |
| 市社協・平川市<br>青森県社協・企業<br>団体・NPO法人          |  |                                                                                      |       |        |        | 自主財源<br>現物食料品<br>現物日用品 |
| 地域住民<br>福祉施設<br>公共施設                     |  |                                                                                      |       |        |        | 自主財源<br>現物食料品<br>現物日用品 |
| 市社協・平川市<br>企業・団体・<br>NPO法人・地域住民<br>市内小学校 |  |                                                                                      |       |        |        | 寄付<br>自主財源             |
|                                          | 寄附・募金<br>募集                                                                          |  |       |        |        |                        |
|                                          |                                                                                      | 事業実施                                                                                 |       |        |        |                        |

## ＜第4章 実施計画＞

### 1 地域共生社会に向けた地域福祉の推進

- (1) 住民参加による主体的福祉活動の推進
- (2) 地域力の強化と人材・団体の育成
- (3) ネットワークや共助の仕組みの構築

### 2 在宅福祉サービスの充実

- (1) 公的福祉（フォーマル）サービスの実施
- (2) 住民参加による共助型（イフォーマル）サービスの充実
- (3) 住民主体による予防的福祉の推進

### 3 福祉教育とボランティア活動の推進

- (1) 福祉意識の高揚と人づくり
- (2) 福祉教育の推進と地域福祉活動
- (3) ボランティア活動の推進
- (4) 災害に備えた地域づくりの取り組み

### 4 権利擁護と自立生活支援の強化

- (1) 相談援助体制の強化
- (2) 権利擁護事業の推進
- (3) 生活支援体制の充実
- (4) 子育て世帯への支援

## 第5章 計画の進行管理と評価・修正

## ＜第5章 計画の進行管理と評価・修正＞

### 1 計画の推進

平川市社協が策定する「平川市地域福祉活動計画」の推進にあたっては、平川市が策定した「平川市地域福祉計画」との整合性を図りながら連携し、各事業を推進していく必要があります。

本計画中の各事業を推進するにあたって、根底にあるのが「地域の人たちと共に考え、共に築き、共に歩む福祉社会を目指します」という計画の基本理念であり、この理念は平川市社協の基本理念でもあります。平川市社協では、この基本理念に基づき、平川市民、町会、町会福祉会（部）、民生委員児童委員、各種関係団体、ボランティア、NPO、行政等と協働しながら住民主体の福祉活動を推進し、福祉コミュニティの形成と地域における福祉の仕組みを構築することにより、本計画の推進を図ります。

#### （１）市民に期待されること

地域福祉を推進していくためには、社会福祉法第4条にも記載されているとおり、地域住民の参画が求められ、地域で暮らす住民が主役といえます。住民一人一人が抱える生活課題は、個人だけの問題ではありません。個人の問題に関して解決できる仕組みを構築することは、同じような問題を抱えた方へも対応できることになります。

こうした問題を解決できる仕組みのきっかけが、隣近所の支え合い・助けあい活動や見守り活動、声掛け活動といった個人でも取り組める活動であり、ここからネットワーク活動や防災・減災体制の整備、小地域福祉活動といった地域での共助体制につながっていくことが期待されます。

そのためには、各種研修会や勉強会、自治会行事や会合、ボランティア活動等に積極的に参加し福祉の意識を高めることが望まれます。

#### （地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の課題を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

＜社会福祉法より抜粋＞

## （２）地域に期待される役割

町会ごとに、福祉会（部）の設置や平川市社協が行う助成金の活用によって、それぞれの地域に合わせた小地域福祉活動が展開されてまいりました。町会において地域福祉向上に取り組むことは、町会を構成する住民の生活の安心や住みやすさにつながりますので、住民にとって最も身近な組織であることの利点を生かし、多くの住民が地域福祉に参画できるきっかけとしての町会活動が期待されます。

そのために、小地域福祉活動事業や地域ふれあい交流会事業等の実施を促進し、地域住民が町会活動に参加しやすい環境の整備が求められます。

## （３）平川市の役割

地域福祉の推進にあたり、地方自治法第１条の２にも記載されているとおり、平川市は住民の福祉増進を基本とした福祉施策を総合的に実施しなければなりません。福祉施策は、高齢、障がい等の各分野により策定された計画に基づいて実施されていますが、横断的な視点により「平川市地域福祉計画」が策定されており、住民の参画を促し、地域福祉を推進する関係機関や団体と連携を図りながらお互いが共に支え合う地域づくりに取り組んでおります。

そのために、住民に対して地域福祉活動へ参画するための機会提供の充実や情報提供、関係機関との連携・協力体制の強化・ネットワークの構築などが求められます。

### （第１篇 総則 第１条の２）

地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。

＜地方自治法より抜粋＞

## （４）平川市社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中核的な団体として本計画を円滑に実行していきます。地域福祉の推進に関しては、社協が事業を企画して地域において推進をお願いするのではなく、本計画や平川市社協の基本理念にも明記したとおり、住民や町会、町会福祉会（部）、民生委員児童委員、各種関係団体、ボランティア、NPOといった地域の方々と「共に」考え、築き、歩むといった伴走型の支援により推進を図ります。

同様に生活課題や地域課題に関しても、平川市社協が解決するのではなく、解決のための「仕組みづくり」を支援し、地域の財産として共助の体制が継続していけるよう協働していきます。

## 2 計画の進行管理

本計画は、平川市社協が地域福祉の推進を図るための具体的な計画として策定した5年間の年次別実施計画です。

しかし、住民の生活課題や地域課題の変化、福祉制度の変化や確立といったことから不確実な要素を多分に含んでいます。

よって、本計画を単なる計画とすることなく、進捗状況を管理するとともに、各事業等を評価することによって、見直しや修正を行う等の柔軟性が必要です。

そこで、平川市社協職員の意見を踏まえ、地域福祉課において、本計画の進行管理を行います。

## 3 計画の評価・修正

本計画が地域福祉を推進するうえでの具体的な計画として機能するためには、住民の生活課題や地域課題の変化、福祉制度の変化といった地域情勢や社会情勢に合わせた形での修正が必要となります。

平川市社協では、毎年当該年度の事業計画を策定しており、事業計画に基づき地域福祉の推進を図っております。事業計画の策定時には、新たな事業や関連する行政施策も反映させておりますので、本計画中の実施計画に記載した事業についても年度に照らし合わせた進捗や取り組み状況の評価を行い、必要に応じた計画の修正や見直しを図ります。

# 資 料

- 平川市の地域福祉を取り巻く現状
- 平川市民アンケート調査集計結果
- 平川市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱
- 平川市地域福祉活動計画策定委員会名簿
- 平川市地域福祉活動計画作業部会名簿
- 平川市地域福祉活動計画策定の経過
- 平川市地域福祉活動計画（案）について（答申）

## <平川市の地域福祉を取り巻く現状>

### 人口の構造等

#### (1) 人口の推移

平川市の人口は減少傾向にあり、令和元年から令和5年で1,323人減少しています。年齢3区分人口では、14歳以下の年少人口、15～64歳の生産年齢人口が減少傾向にあり、65歳以上の高齢者人口は増加傾向にありましたが、令和3年をピークに減少に転じています。

また、年齢3区分人口構成は14歳以下の年少人口割合、15～64歳の生産年齢人口割合は減少し、65歳以上の高齢者人口割合（高齢化率）は増加傾向で推移しています。令和5年3月31日時点では、年少人口割合10.8%、生産年齢人口割合54.2%、高齢者人口割合35.0%となっており、年齢構成が高齢化している様子がうかがえます。

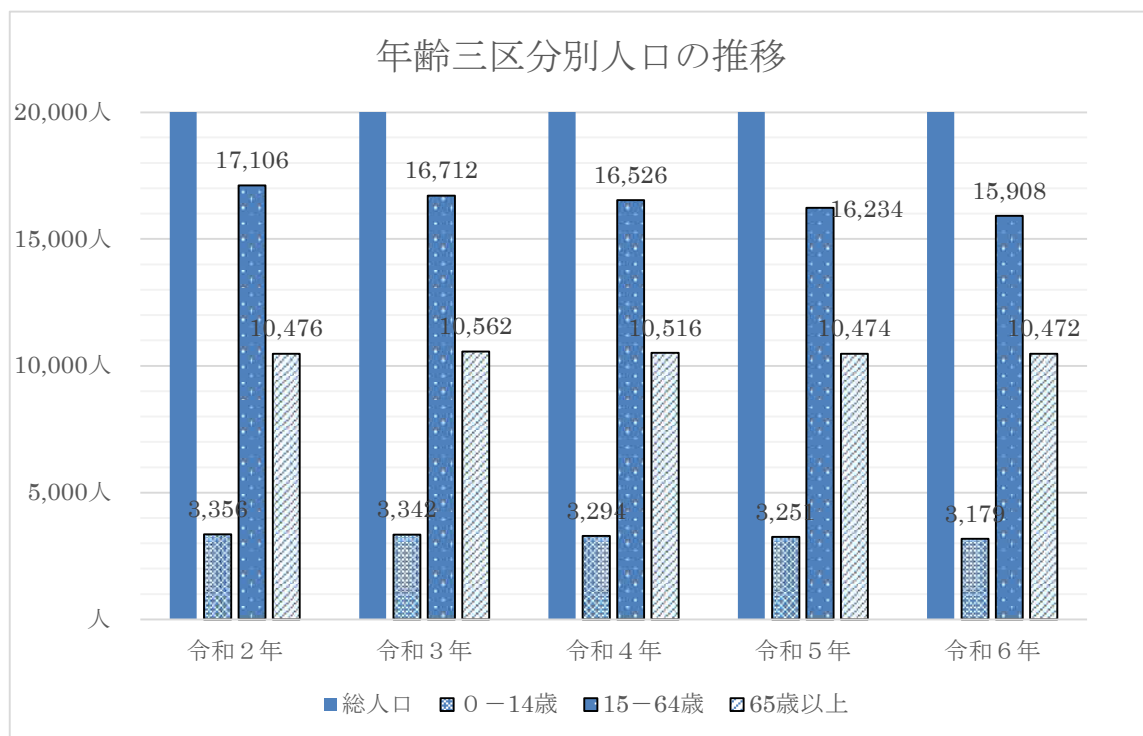
#### ■人口の推移

(単位：人)

| 区 分     | 令和元年   | 令和2年   | 令和3年   | 令和4年   | 令和5年   |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 総人口     | 31,282 | 30,938 | 30,616 | 30,336 | 29,959 |
| 0-14 歳  | 3,410  | 3,356  | 3,342  | 3,294  | 3,251  |
| 15-64 歳 | 17,403 | 17,106 | 16,712 | 16,526 | 16,234 |
| 65 歳以上  | 10,469 | 10,476 | 10,562 | 10,516 | 10,474 |

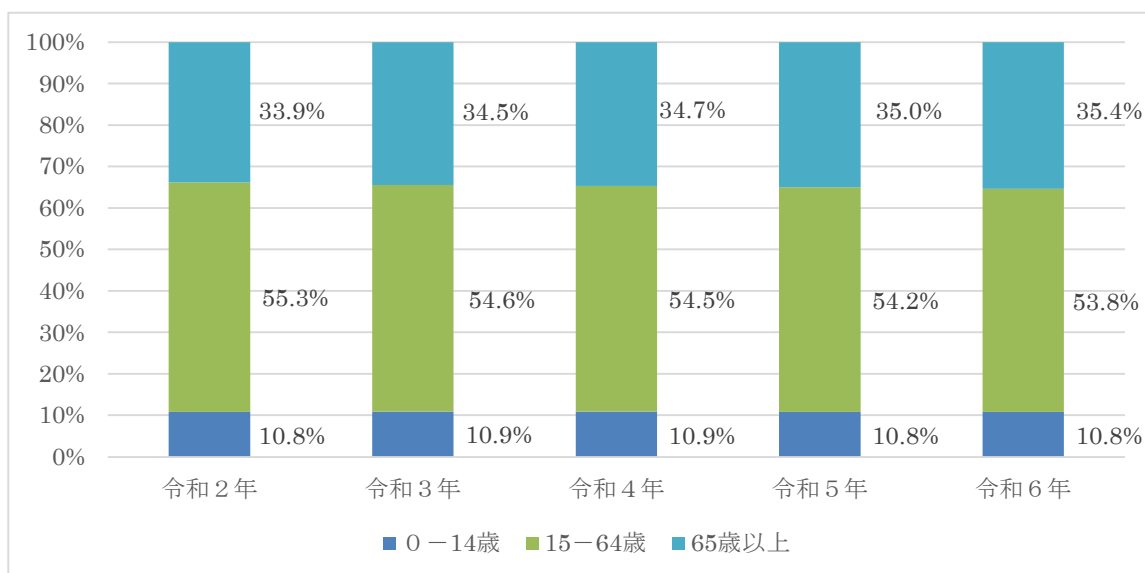
資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

## ■ 年齢三区分別人口推移



資料：住民基本台帳（各年 3 月 3 1 日現在）

## ■ 年齢三区分別人口比率の推移

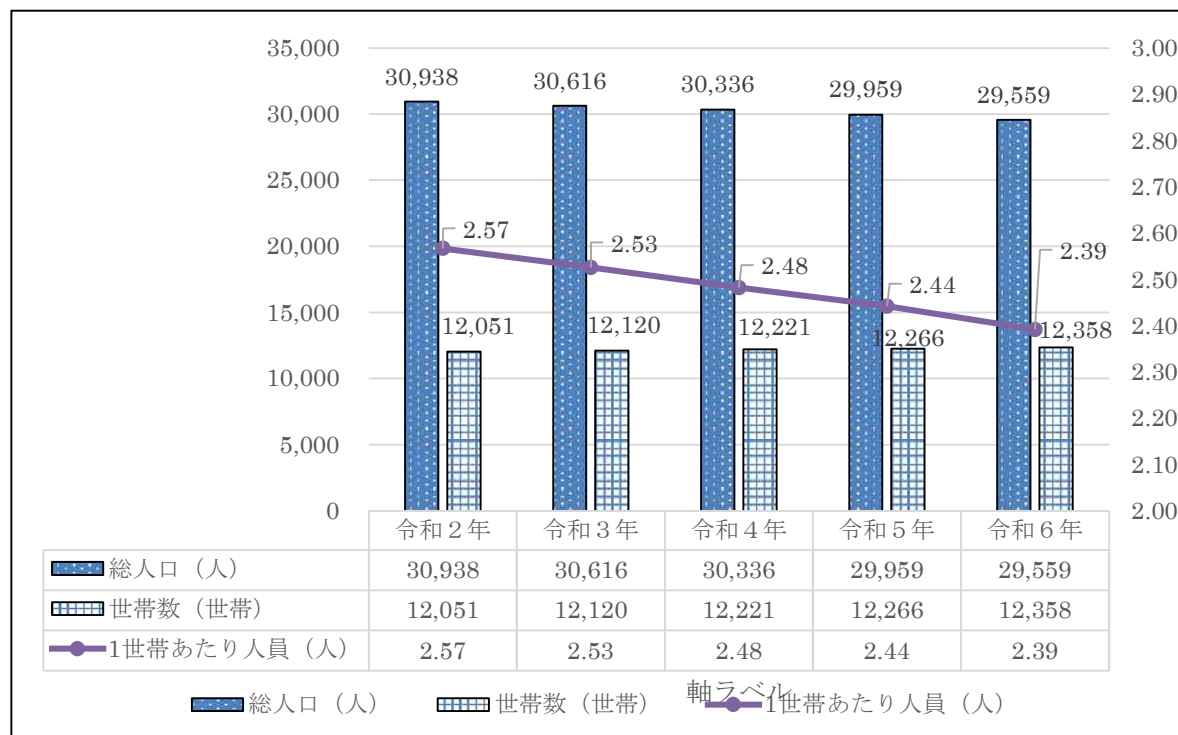


資料：住民基本台帳（各年 3 月 3 1 日現在）

## (2) 世帯の推移

世帯数は増加傾向で推移し、令和6年では12,358世帯となっております。  
一方で、人口は減少傾向で推移しており、令和5年では29,959人となり、初めて30,000人を下回りました。1世帯あたりの人員も減少傾向で推移し、令和6年では2.39人となっています。

### ■ 総人口と世帯の推移

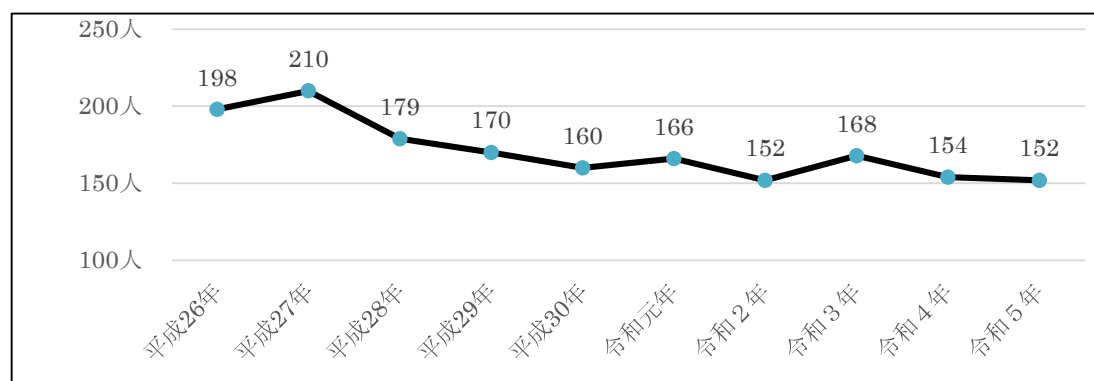


資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

## (3) 出生数

出生数は平成27年まで増加傾向にありましたが、平成28年以降、減少傾向に転じています。近年は150人から170人の間で推移しています。

### ■ 出生数



資料：人口動態統計

#### （４）障がい者数

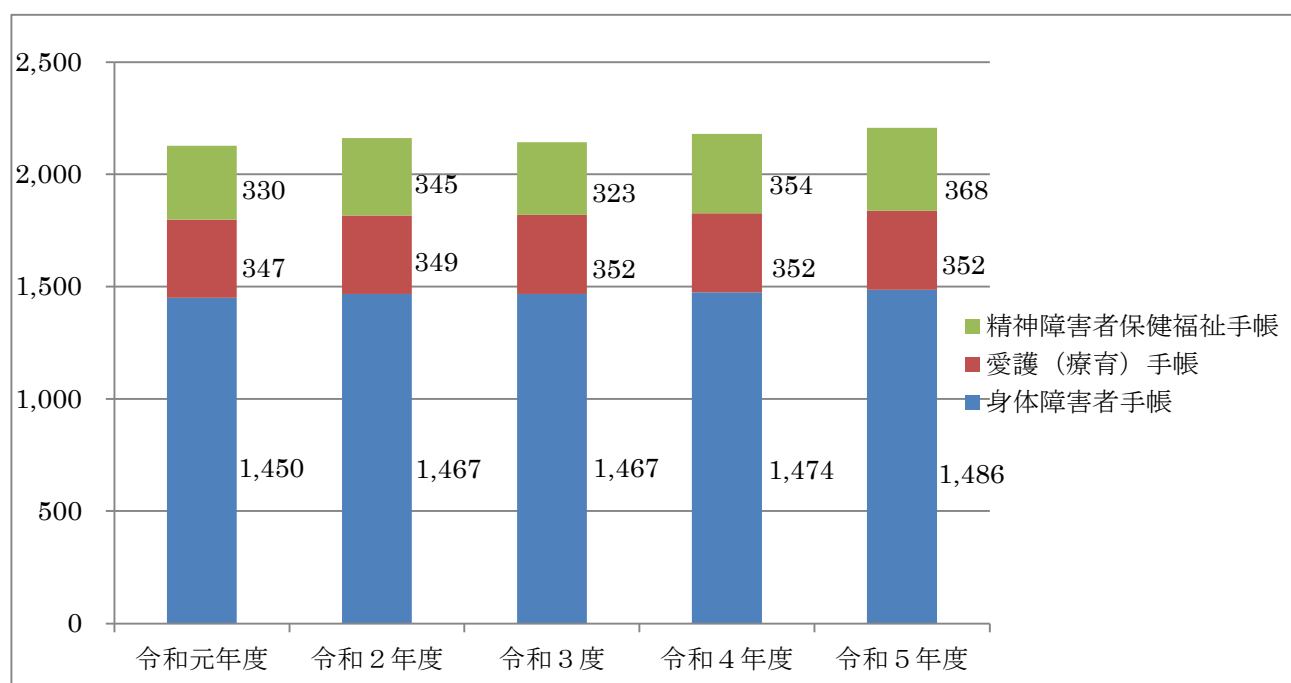
障害者手帳所持者は平成３０年度以降増加傾向で、令和５年度では２，２０６人となっています。

障がい別では、精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向で推移していますが、身体障害者手帳と愛護（療育）手帳所持者は横ばいで推移しています。

#### ■ 障害者手帳所持者数

（単位：人）

| 区 分         | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 身体障害者手帳     | 1,450 | 1,467 | 1,467 | 1,474 | 1,486 |
| 愛護（療育）手帳    | 347   | 349   | 352   | 352   | 352   |
| 精神障害者保健福祉手帳 | 330   | 345   | 323   | 354   | 368   |
| 合計          | 2,127 | 2,161 | 2,142 | 2,180 | 2,206 |



資料：平川市福祉課（各年度３月３１日現在）

## （５）高齢者の推移

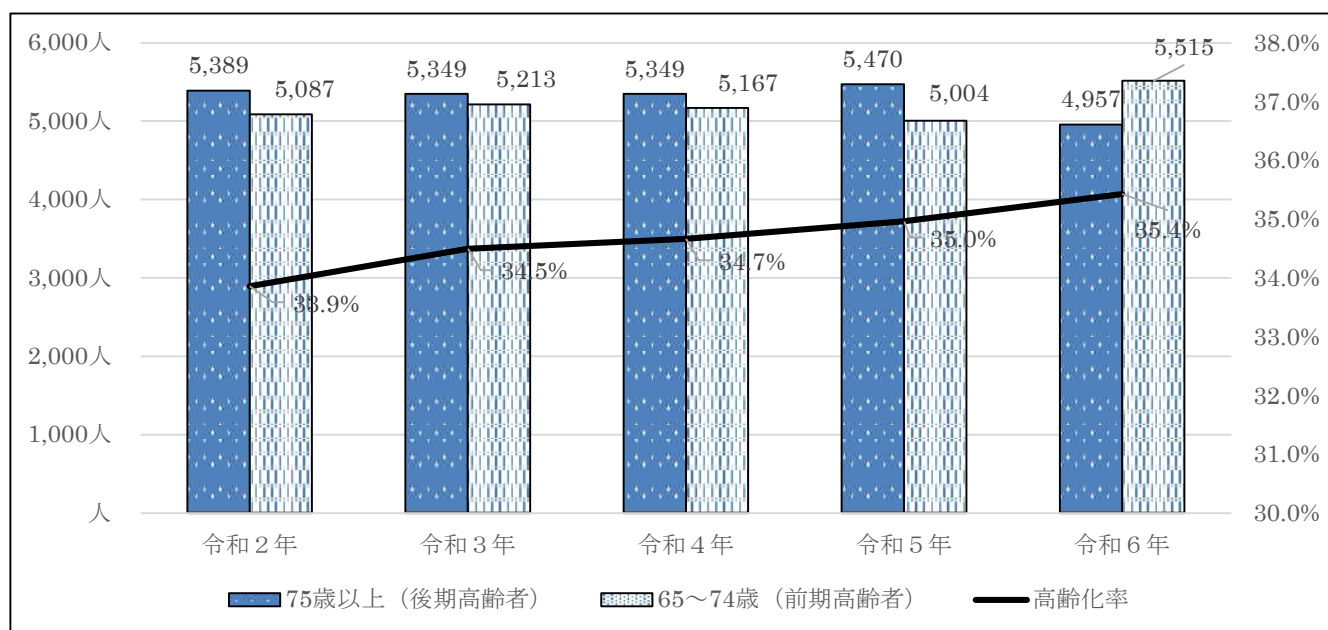
高齢者数は令和３年度まで増加傾向にあり、令和４年度から減少傾向にあります。この５年で「６５歳～７４歳（前期高齢者）」人口は４２８人増加し、「７５歳以上（後期高齢者）」人口は４３２人減少しています。総人口が減少する中で、高齢者人口が概ね横ばいで推移していることから高齢化率が増加していることがわかります。

### ■ 高齢者の推移

（単位：人、％）

| 区 分            | 令和２年   | 令和３年   | 令和４年   | 令和５年   | 令和６年   |
|----------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| ７５歳以上（後期高齢者）   | 5,389  | 5,349  | 5,349  | 5,470  | 4,957  |
| 65～74 歳（前期高齢者） | 5,087  | 5,213  | 5,167  | 5,004  | 5,515  |
| 計              | 10,476 | 10,562 | 10,516 | 10,474 | 10,472 |
| 高齢化率           | 33.9%  | 34.5%  | 34.7%  | 35.0%  | 35.4%  |

資料：住民基本台帳（各年３月３１日）



資料：住民基本台帳（各年３月３１日現在）

## （６）要介護等認定者の推移

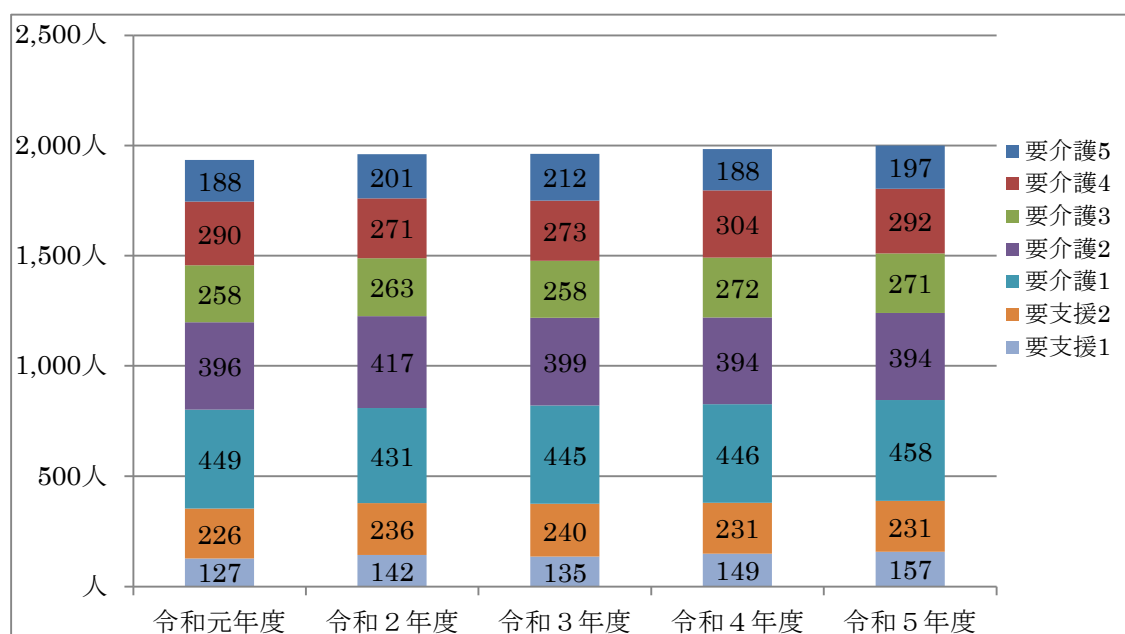
要介護等認定者数は令和元年度に一度減少しましたが、令和２年度からは増加傾向で推移し、令和５年度末で２，０００人となっています。

### ■ 要介護等認定者の推移

（単位：人）

| 区 分  | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 要介護５ | 188   | 201   | 212   | 188   | 197   |
| 要介護４ | 290   | 271   | 273   | 304   | 292   |
| 要介護３ | 258   | 263   | 258   | 272   | 271   |
| 要介護２ | 396   | 417   | 399   | 394   | 394   |
| 要介護１ | 449   | 431   | 445   | 446   | 458   |
| 要支援２ | 226   | 236   | 240   | 231   | 231   |
| 要支援１ | 127   | 142   | 135   | 149   | 157   |
| 合 計  | 1,934 | 1,961 | 1,962 | 1,984 | 2,000 |

資料：介護保険事業状況報告（各年度末現在）



資料：介護保険事業状況報告（各年度３月３１日現在）

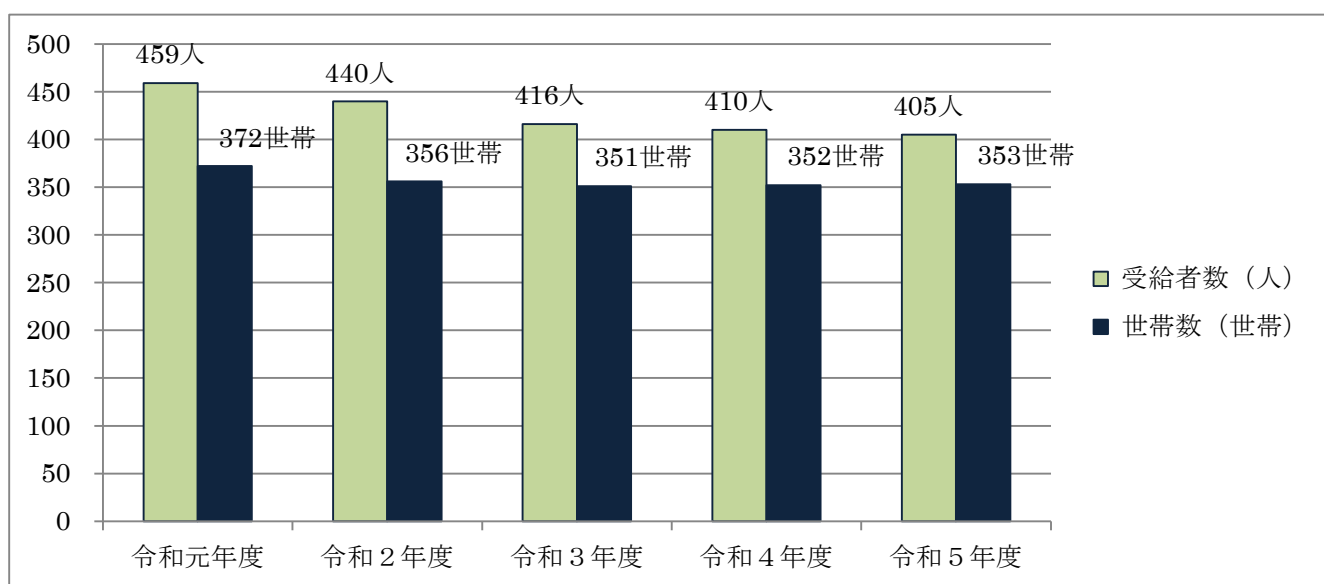
## （７）生活保護の状況

生活保護世帯数は減少傾向で推移し、令和５年度では３５３世帯となっています。また、被保護人員も同様に減少し、令和５年度では４０５人となっています。

### ■生活保護世帯数等

| 区 分     | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 受給者数（人） | 459   | 440   | 416   | 410   | 405   |
| 世帯数（世帯） | 372   | 356   | 351   | 352   | 353   |
| 保護率（‰）  | 14.87 | 14.40 | 13.70 | 13.64 | 13.64 |

資料：福祉行政報告



資料：福祉課（各年度平均）

## <平川市民アンケート調査集計結果>

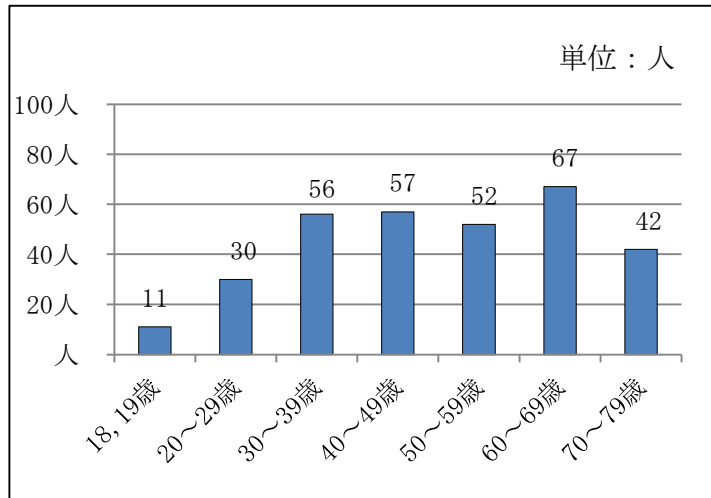
### アンケート調査の実施概要

地域福祉に関する課題やニーズを把握するため、市民を対象に「平川市地域福祉計画策定のためのアンケート調査」を実施しました。

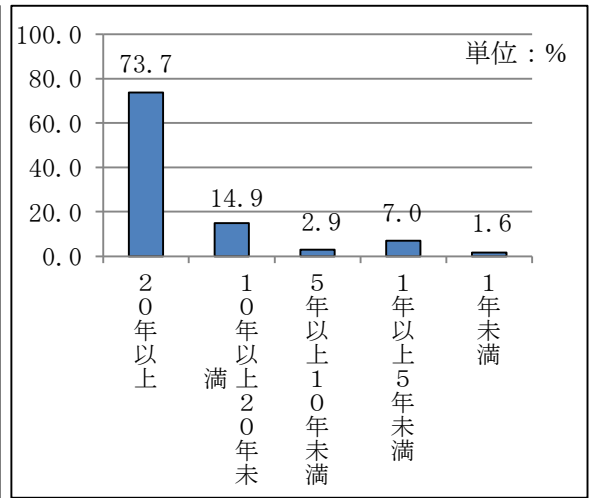
| 調査種別  | 平川市地域福祉計画策定のための<br>アンケート調査 |
|-------|----------------------------|
| 調査対象者 | 18歳以上の市民                   |
| 配布数   | 1,000枚                     |
| 回収数   | 315枚（31.5％）                |
| 抽出方法  | 無作為抽出                      |
| 調査方法  | 郵 送                        |
| 調査時期  | 令和5年8月                     |

## 調査結果（抜粋）

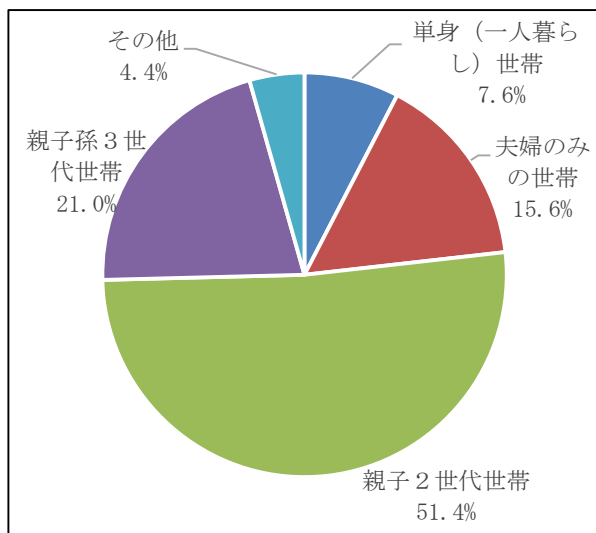
○年代



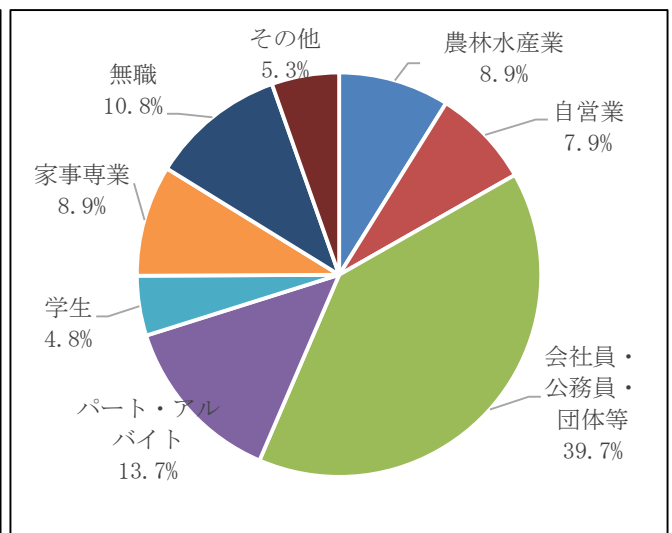
○住んでいる年数



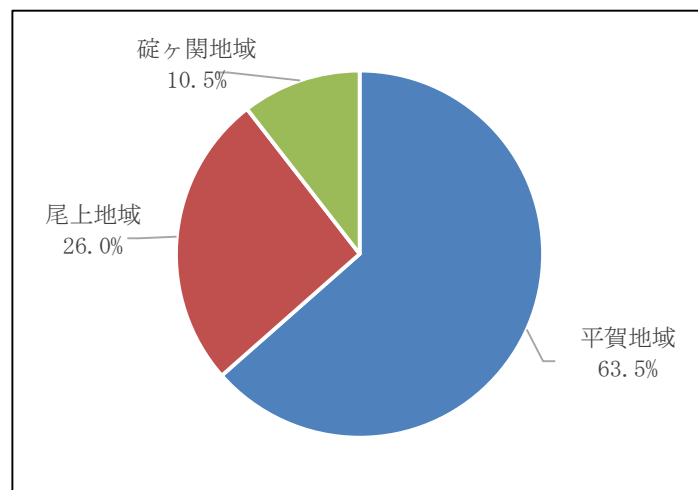
○家族構成



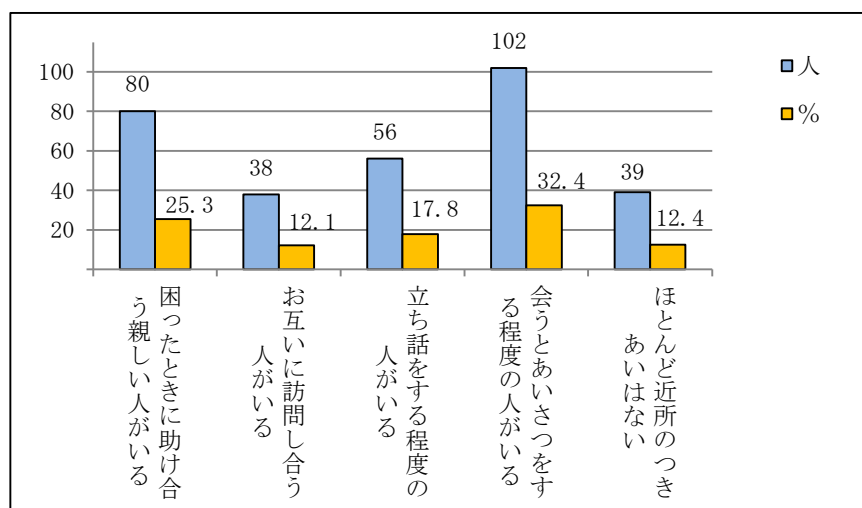
○職業



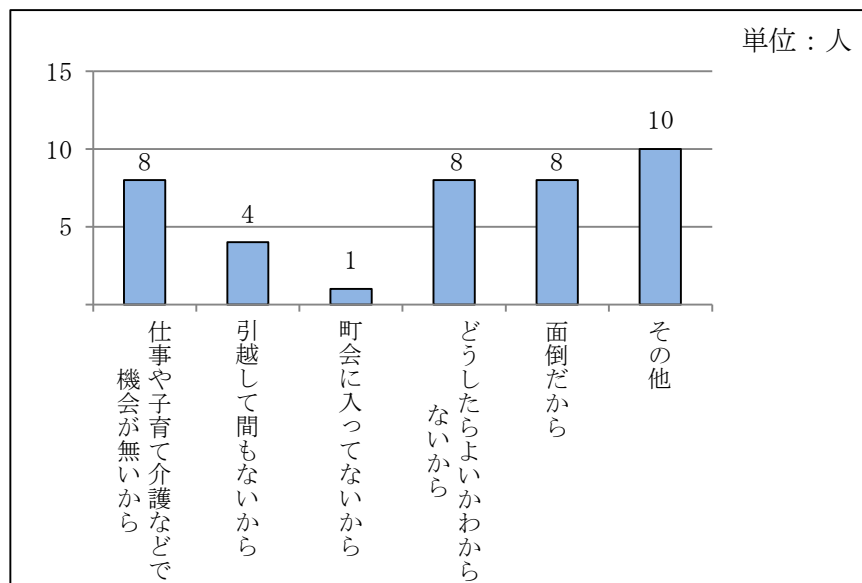
○住んでいる地域



○近所の人との交流や付き合いで近いもの

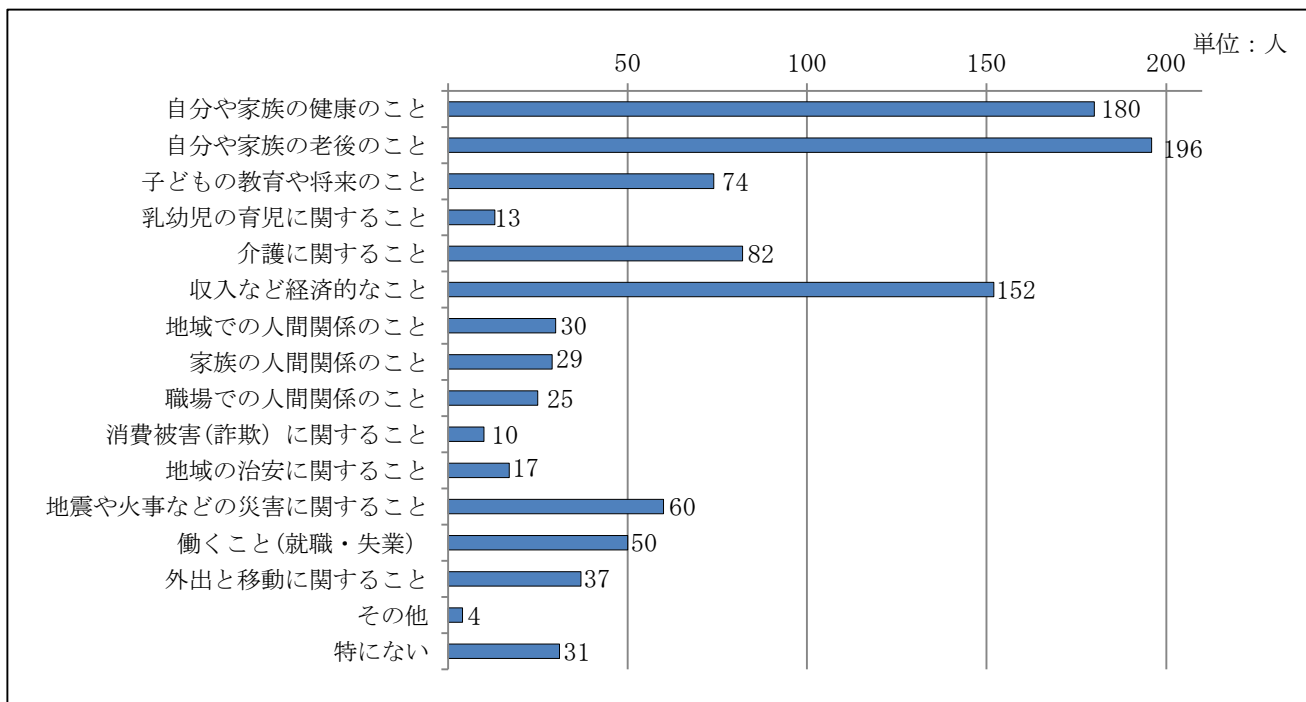


○「ほとんど近所のつきあいはない」理由



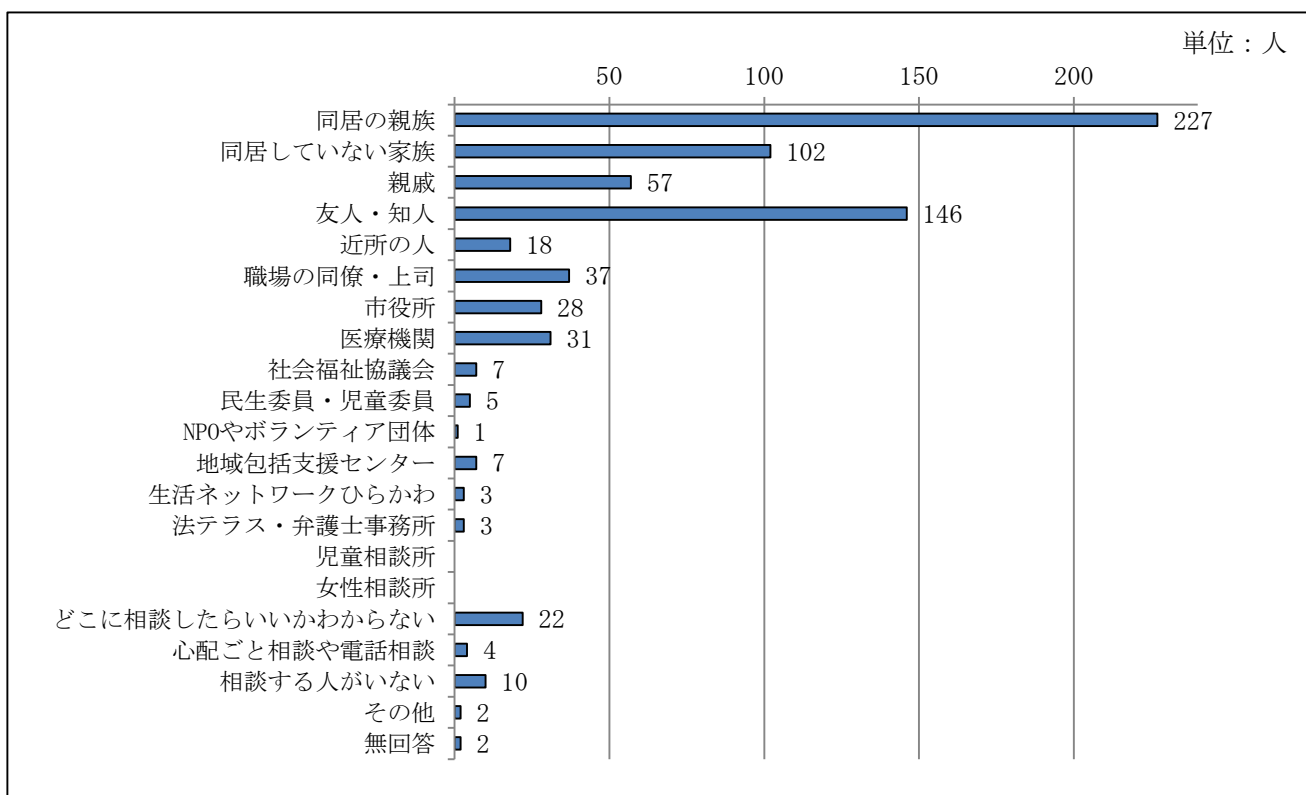
○日常生活で不安に思っていること

※複数回答

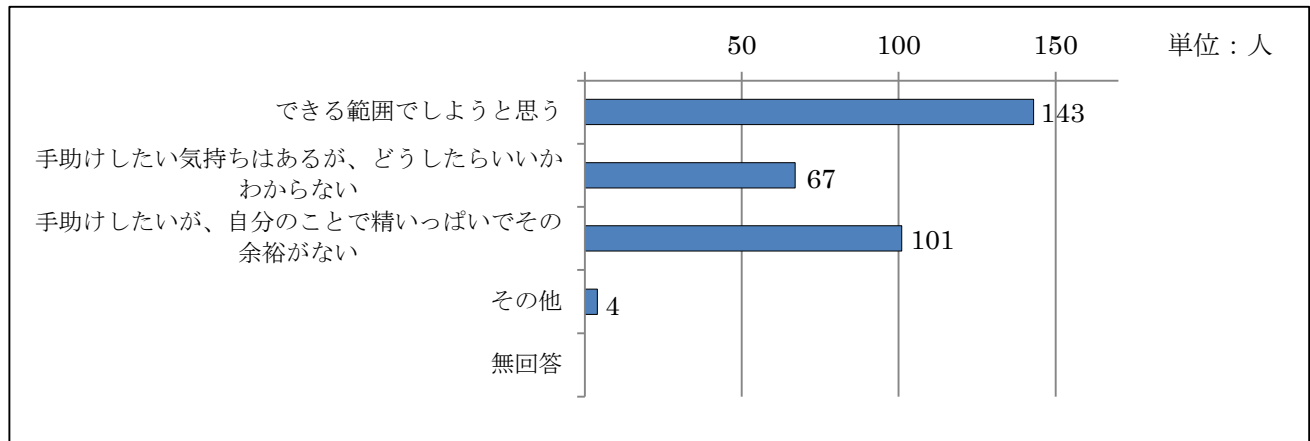


○日常生活の不安や悩みの相談先

※複数回答

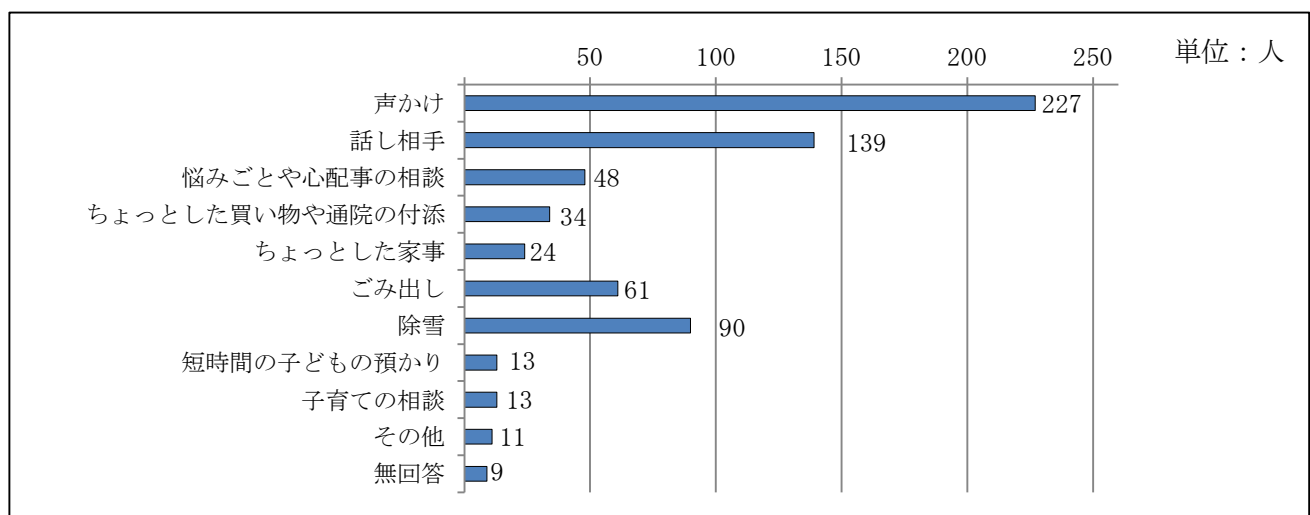


○近所の高齢者や障がいのある人、子育てしている人が困っていたら手助けしようと思うか



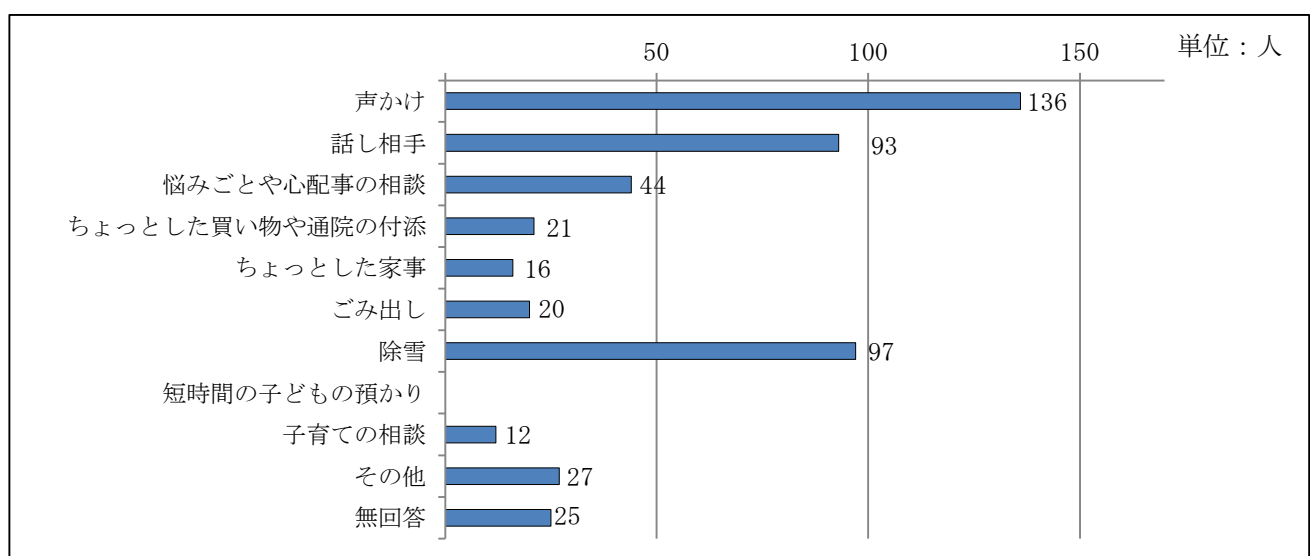
○近所の人困っている時、手助けできること

※複数回答



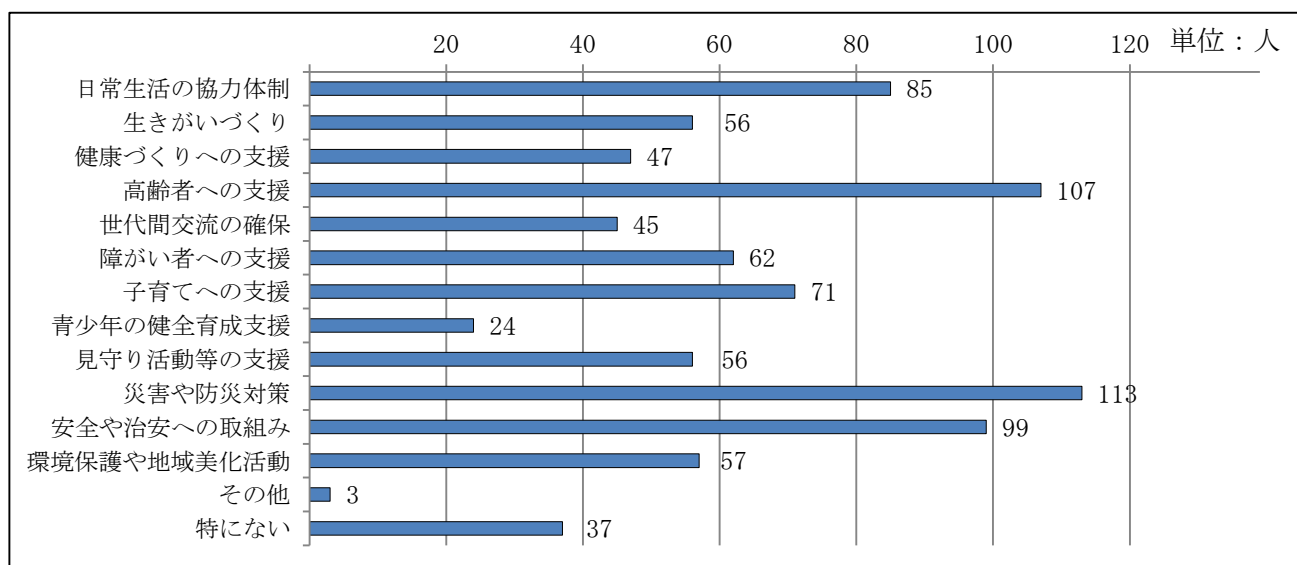
○自分が困っている時、近所の人に手助けしてもらいたいこと

※複数回答



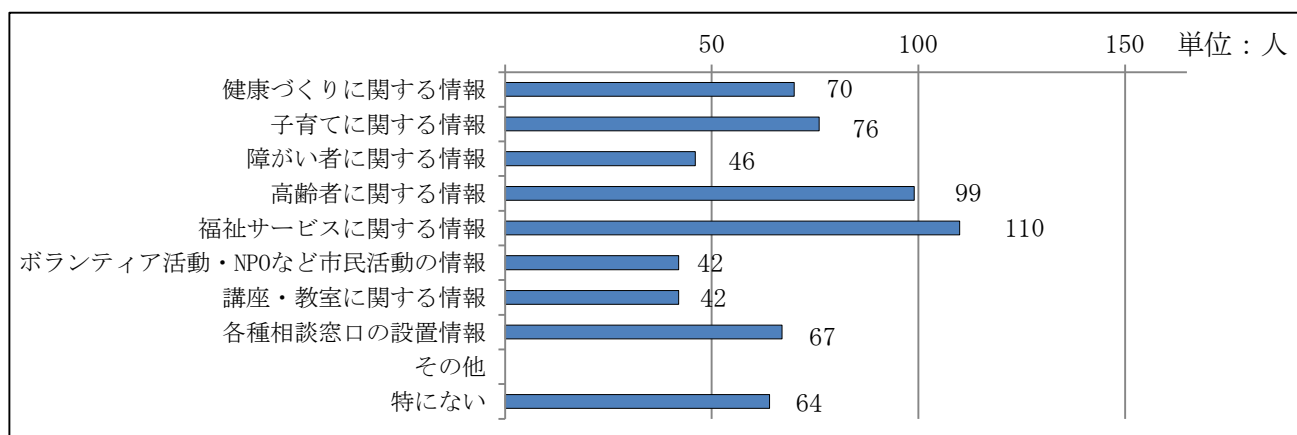
○「地域」の役割や地域間の関係に期待すること

※複数回答

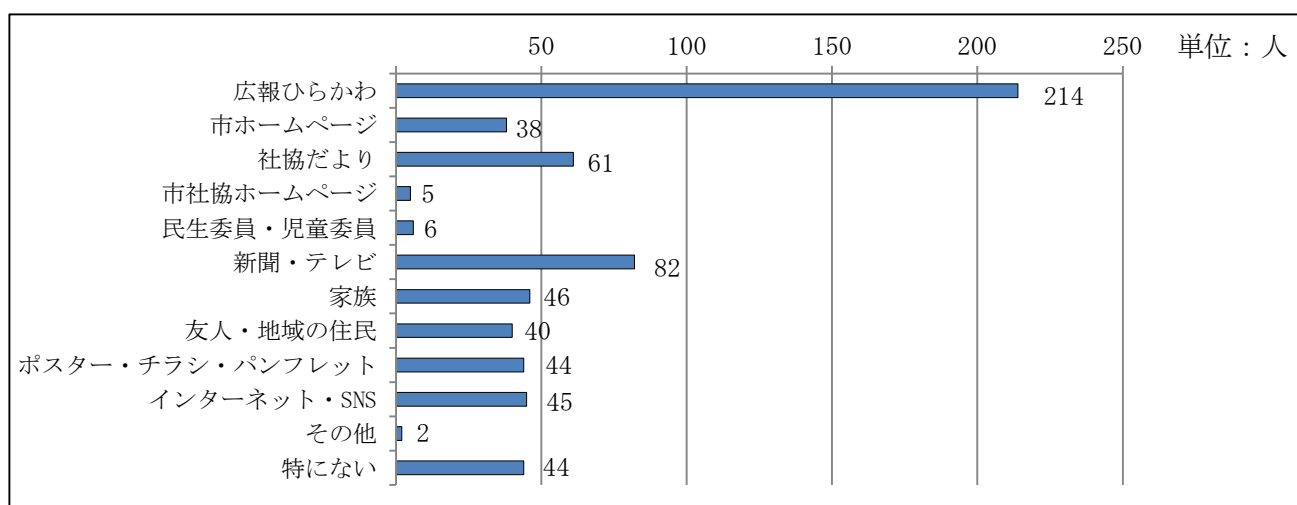


○福祉について知りたい情報

※複数回答

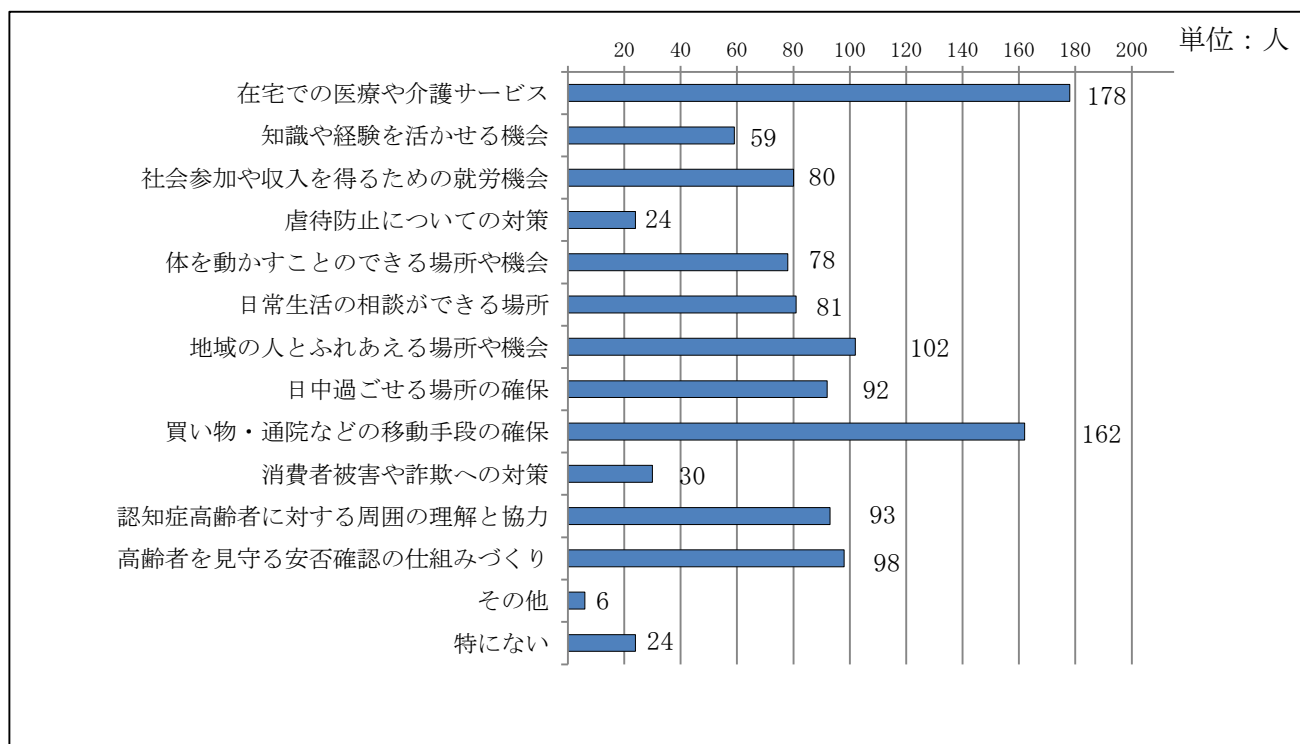


○福祉に関する情報をどこから得ているか



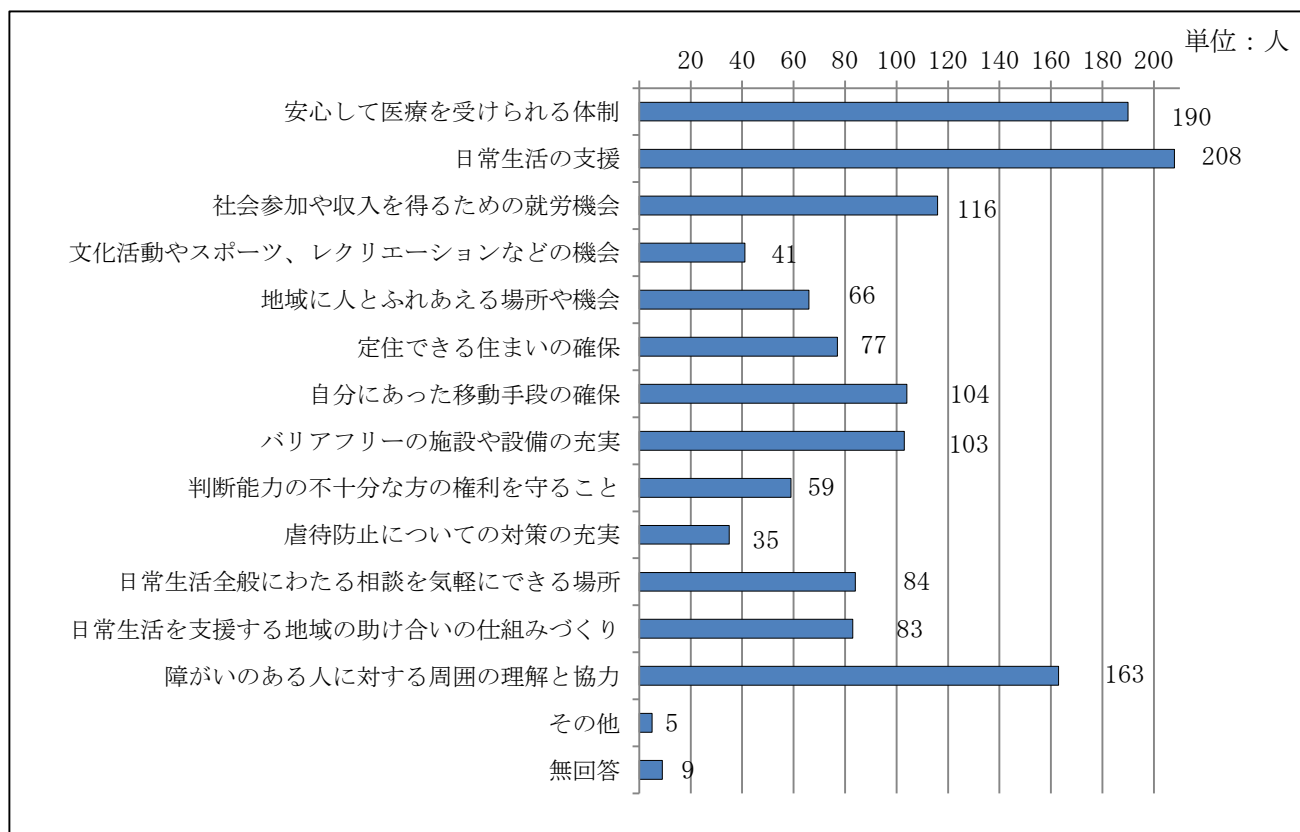
○高齢者が地域で暮らしていくうえで特に重要だと思うもの

※複数回答



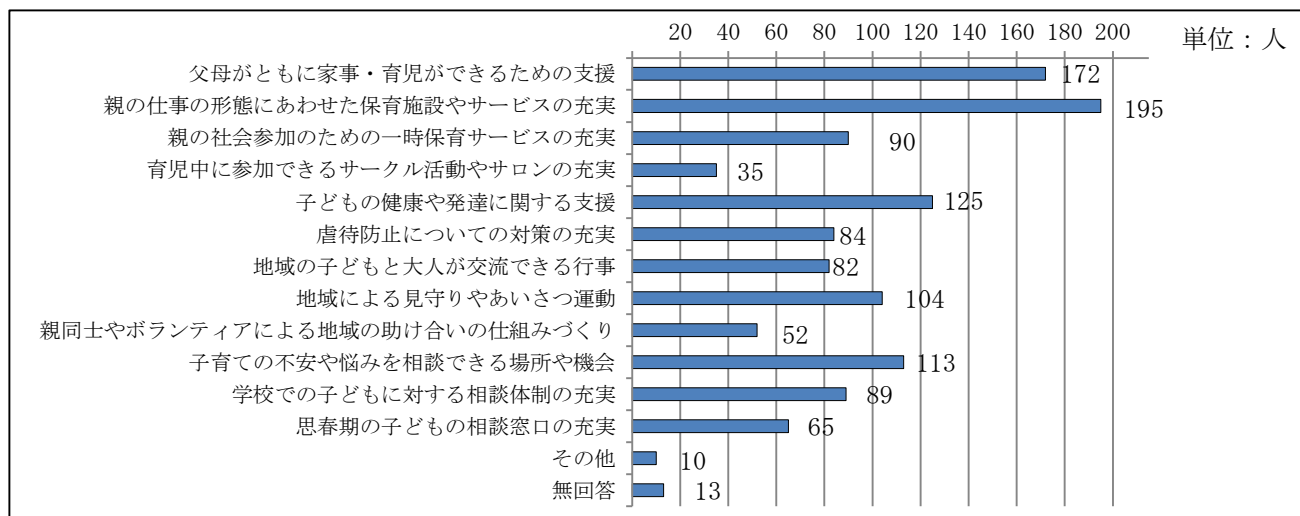
○障がいのある人が地域で暮らしていくうえで特に重要だと思うもの

※複数回答

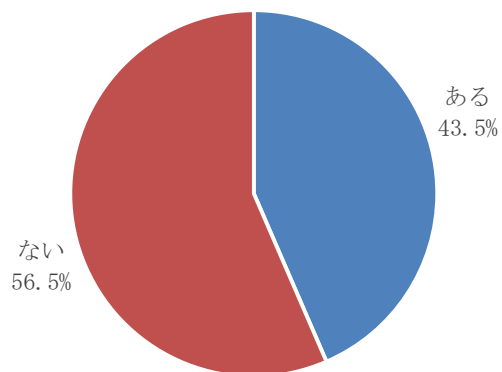


○子どもが地域で健全に育つために、特に重要だと思うもの

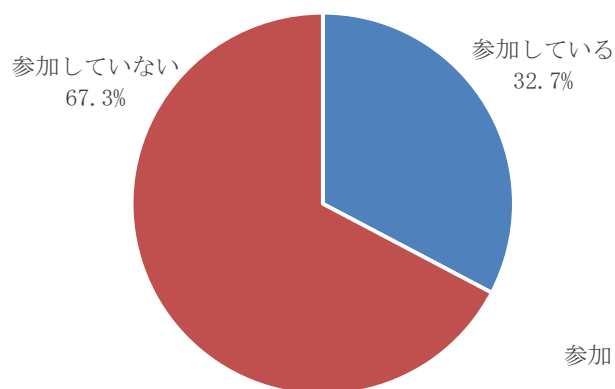
※複数回答



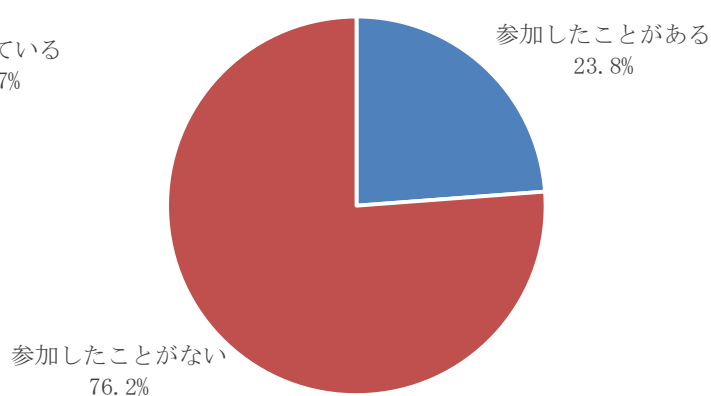
○地域に支えられた（助けられた）と感じたことがあるか



○地域での活動に参加しているか

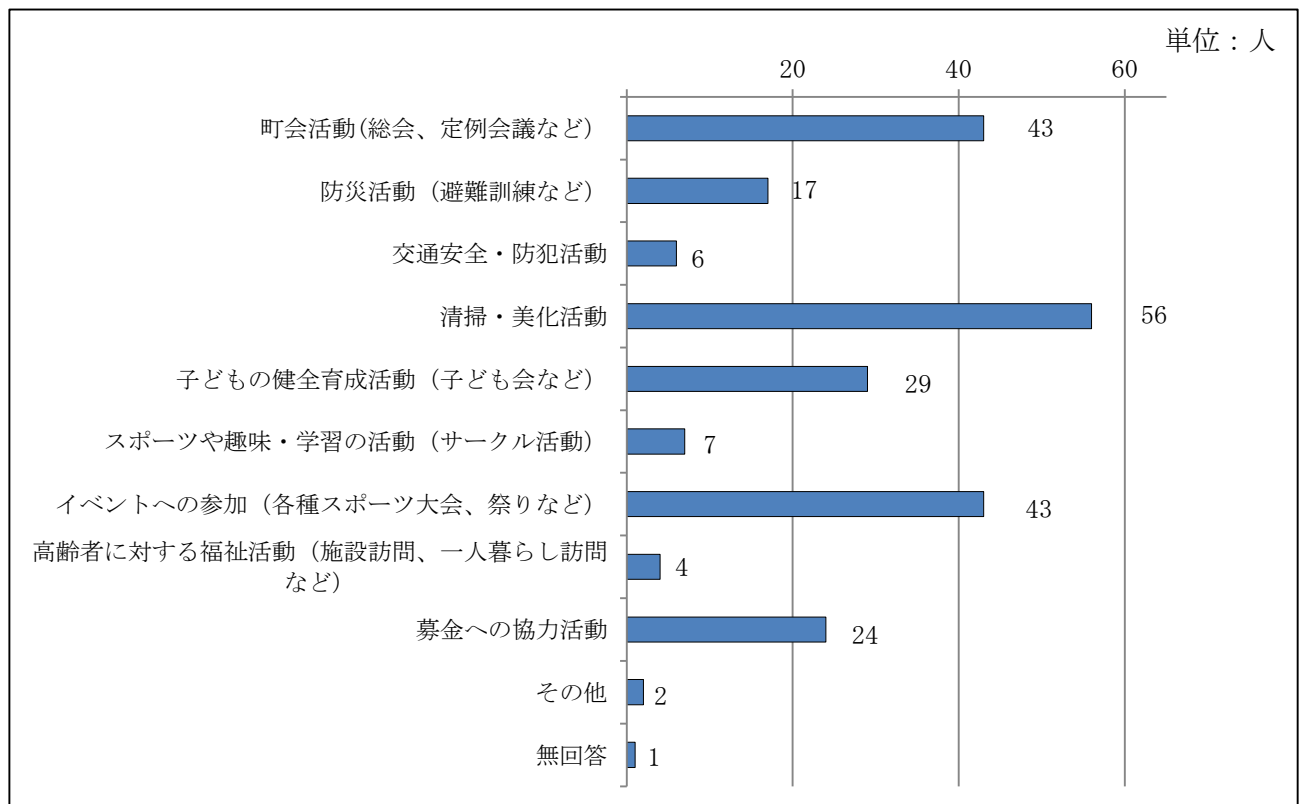


○ボランティア活動に参加したことがあるか



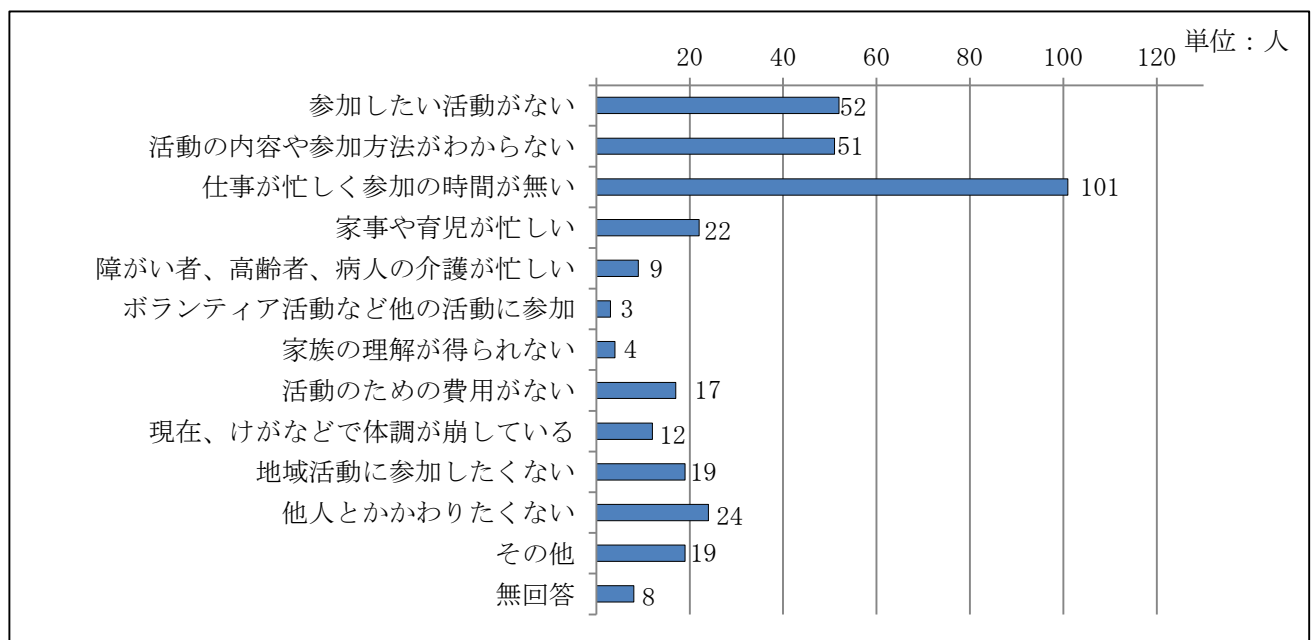
○どのような地域活動に参加しているか

※複数回答

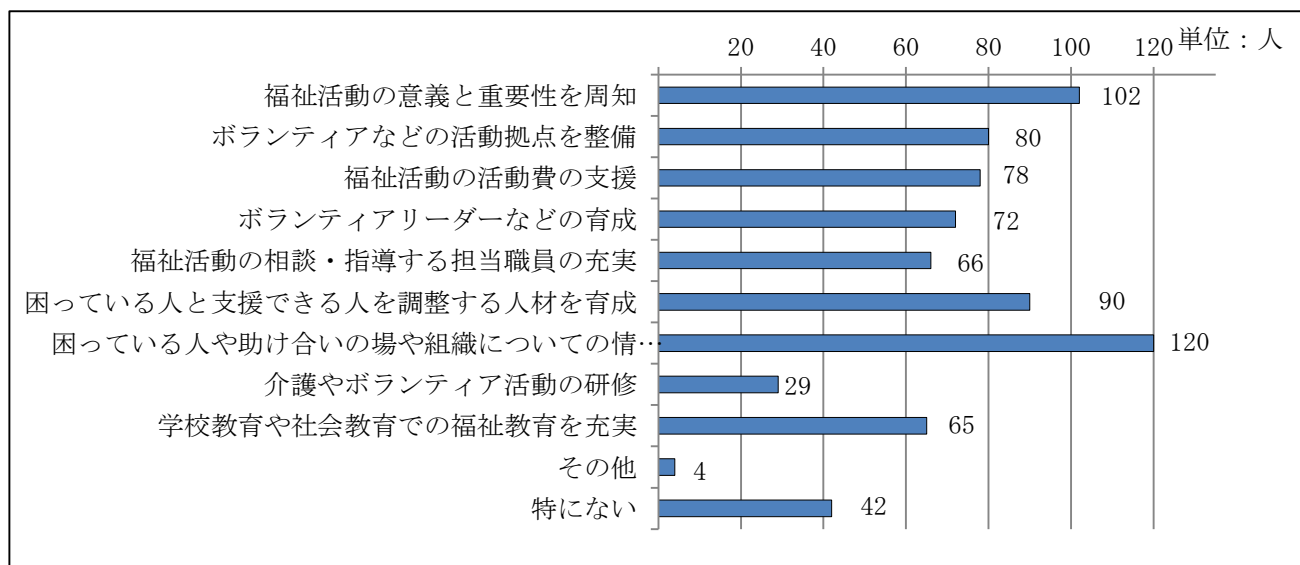


○地域活動に参加していない理由

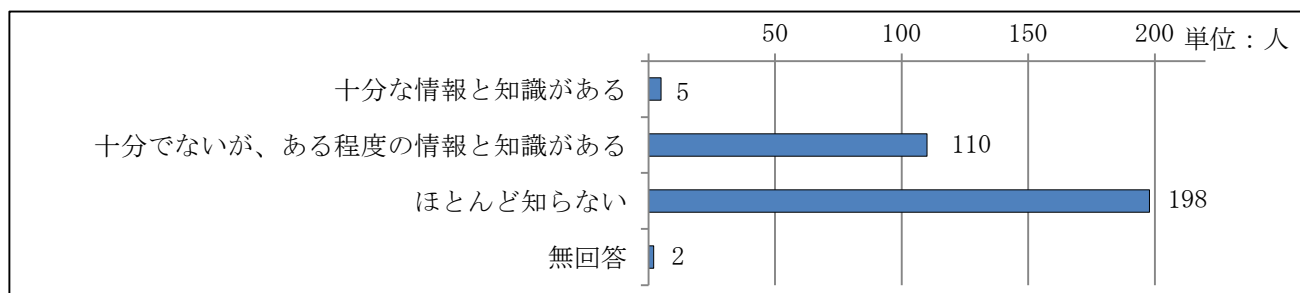
※複数回答



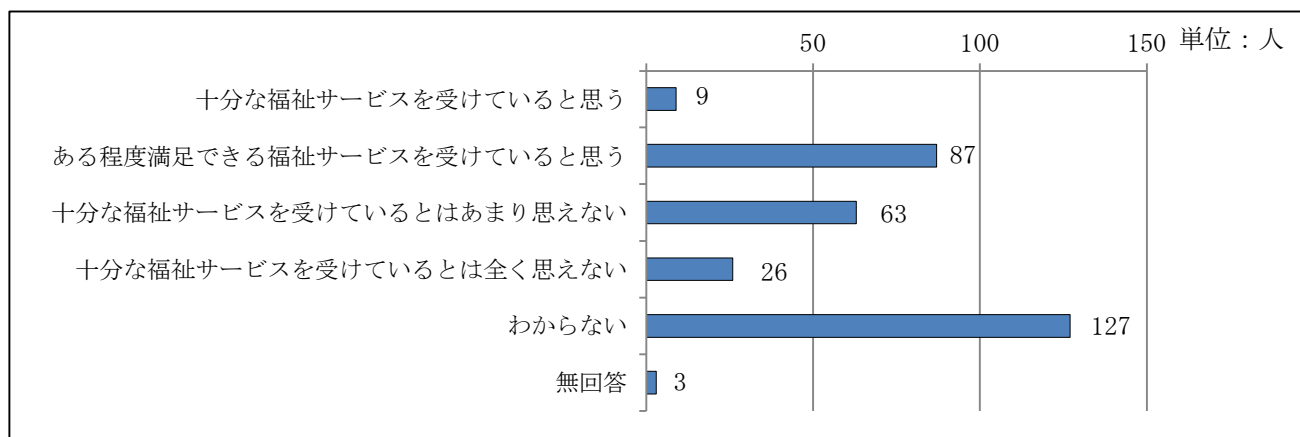
○地域における助け合い、支え合い活動を活発にするために必要なこと ※複数回答



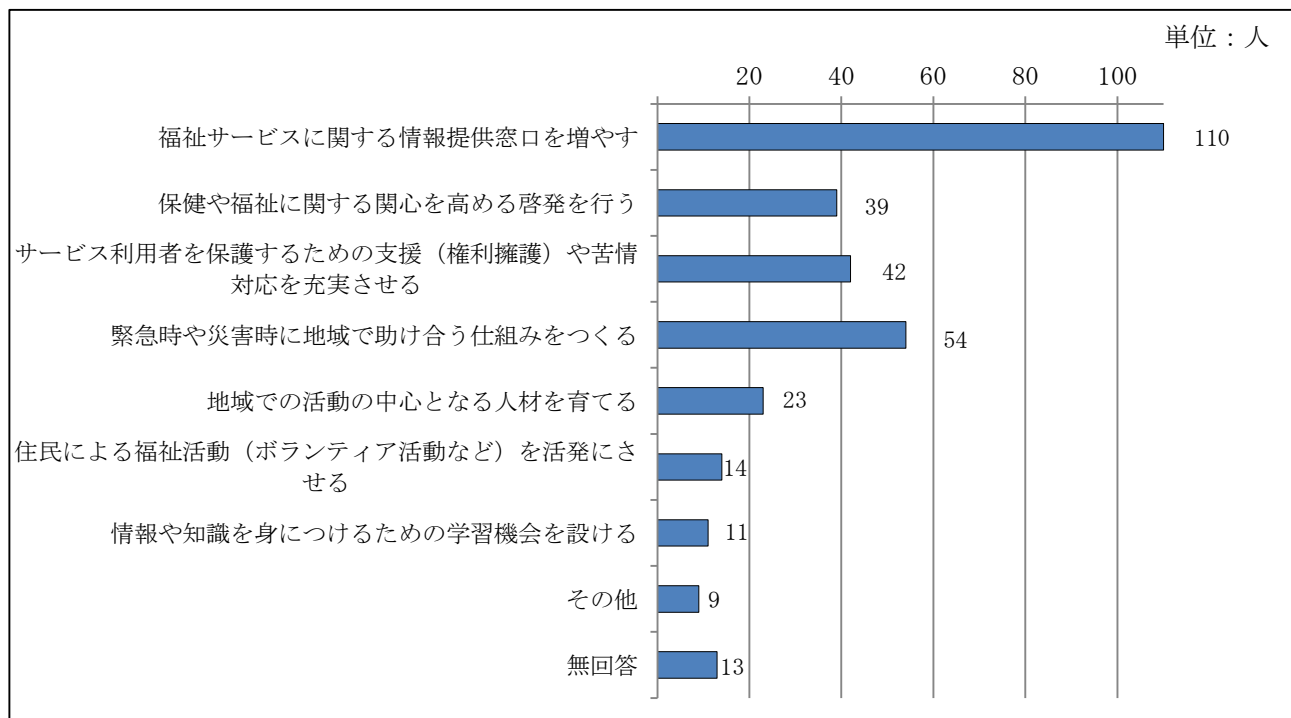
○福祉サービスや福祉施設を知っているか



○支援を必要としている人が十分な福祉サービスを受けていると思うか

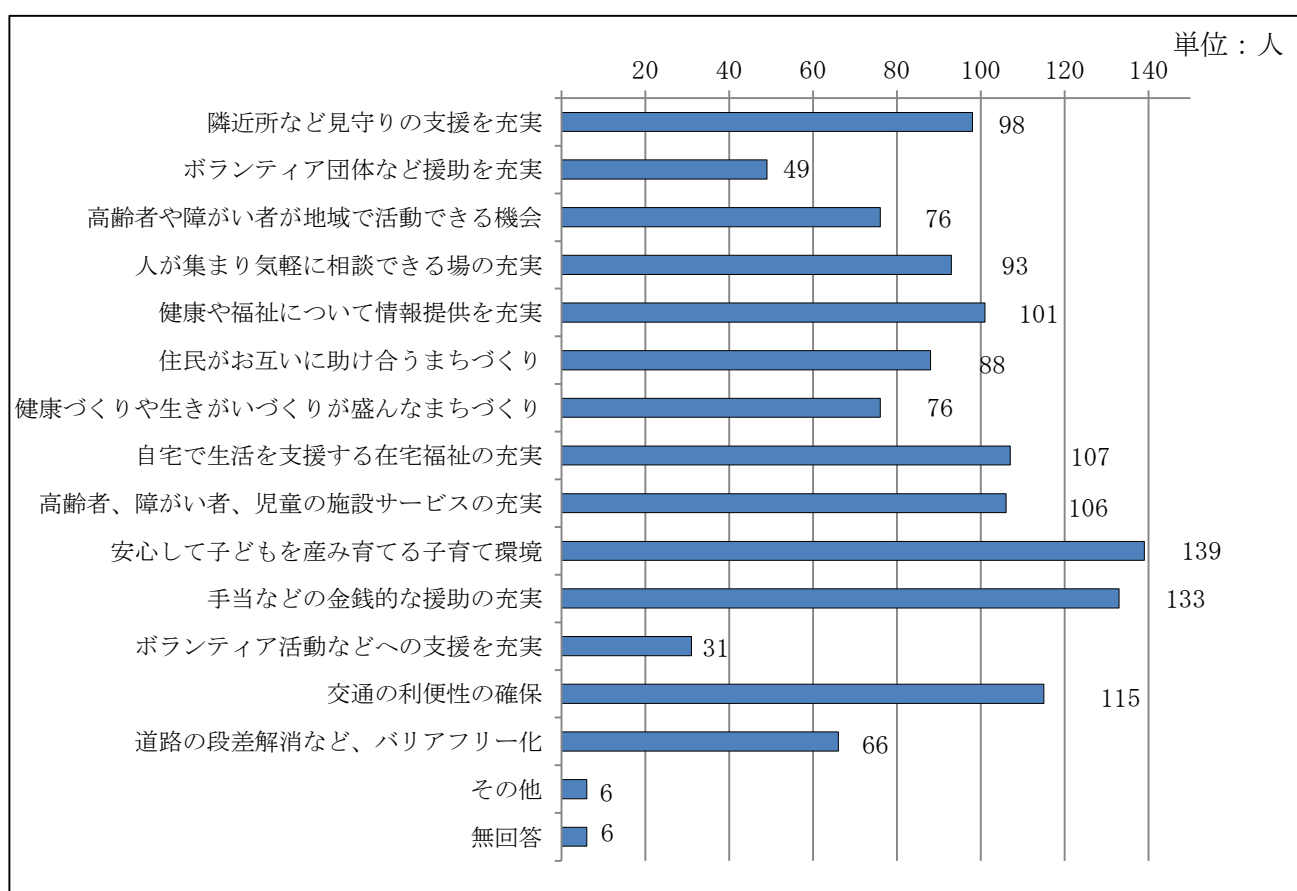


○福祉サービスを充実させるために必要と思うもの



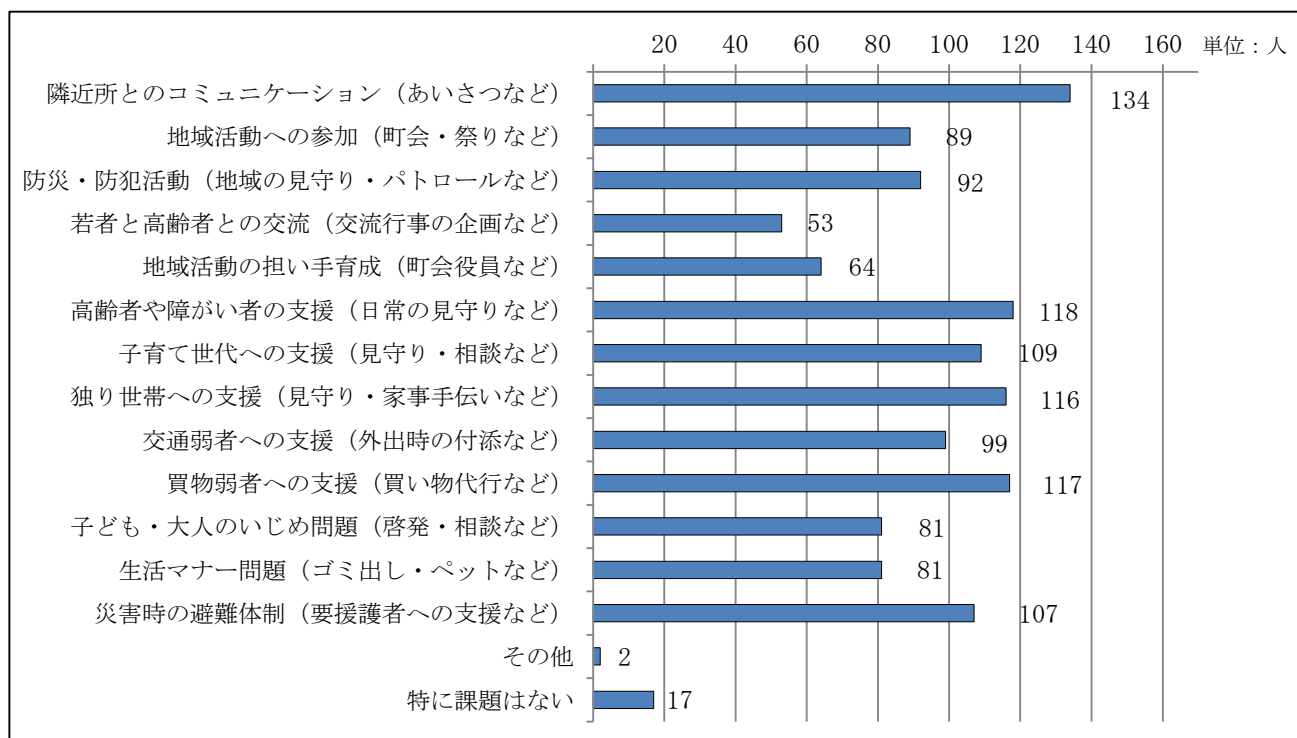
○福祉政策をより充実するために重要と考える取組

※複数回答

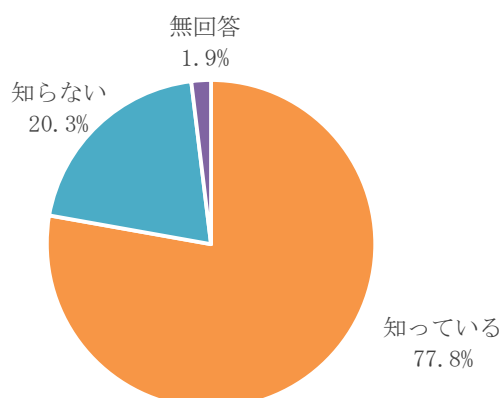


○今後、地域のだれもが安心して生活するために、取り組むべき課題

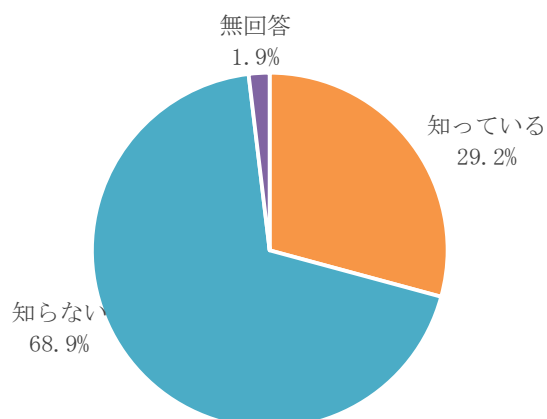
※複数回答



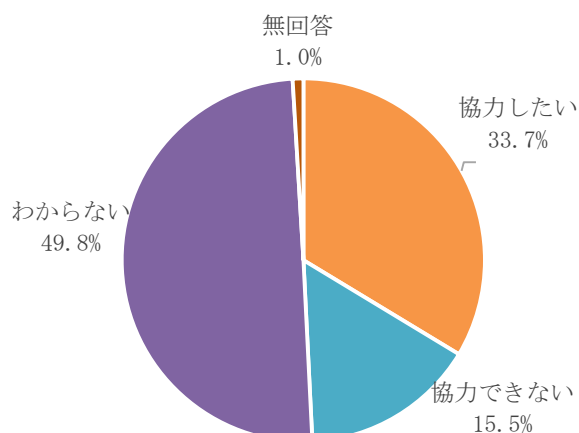
○地震などが発生した時の避難場所を知っているか



○地震などの災害が発生した場合、近所に一人で避難することができない人を知っているか

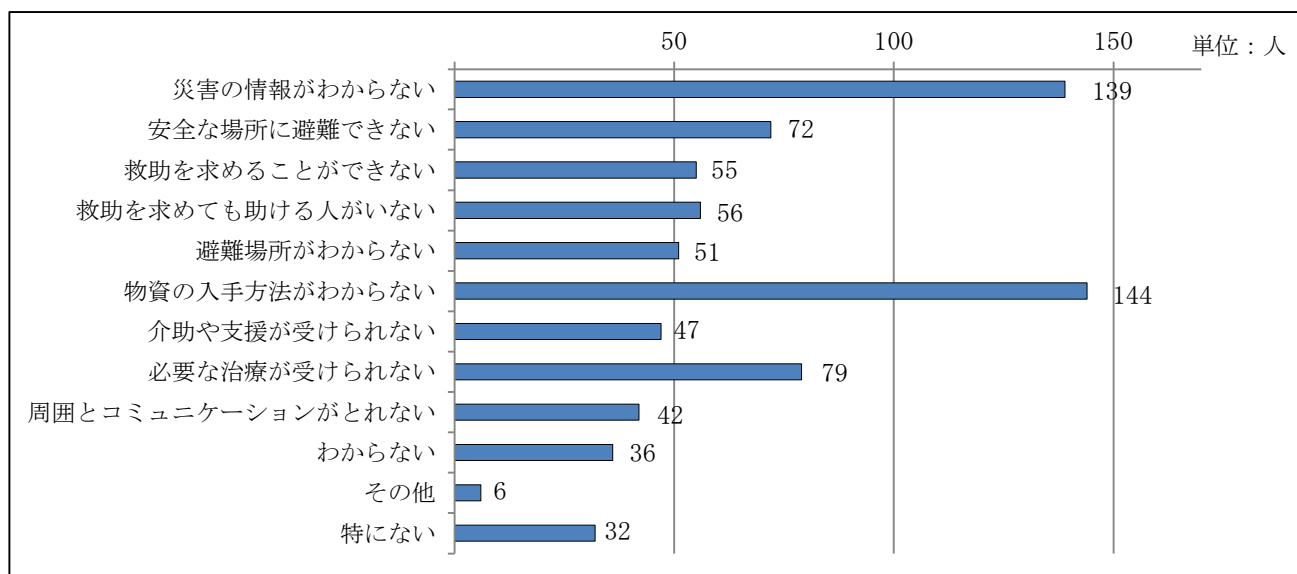


○災害が発生した際に災害ボランティアとして協力できるか

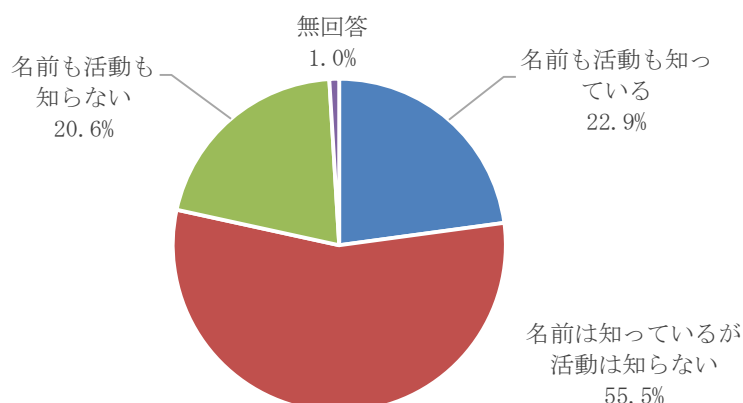


# ○地震などの災害が発生した時に困ること

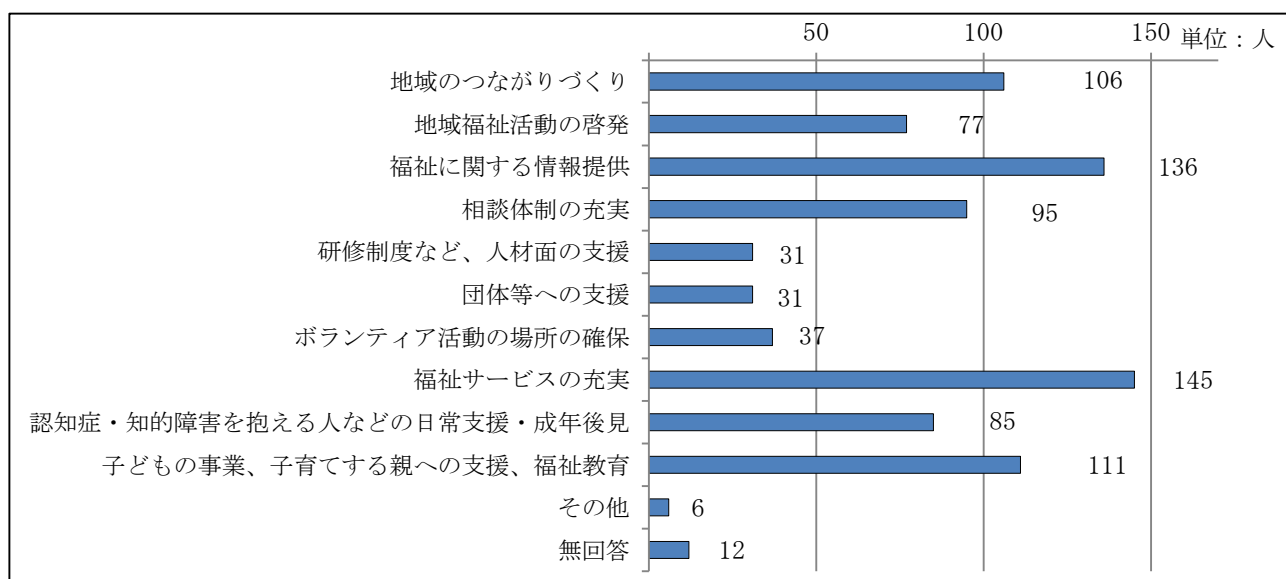
※複数回答



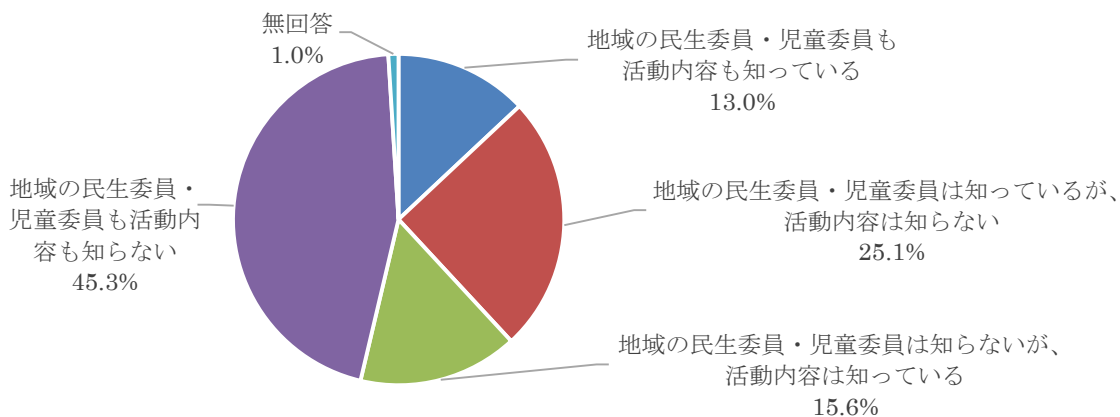
# ○平川市社会福祉協議会を知っているか



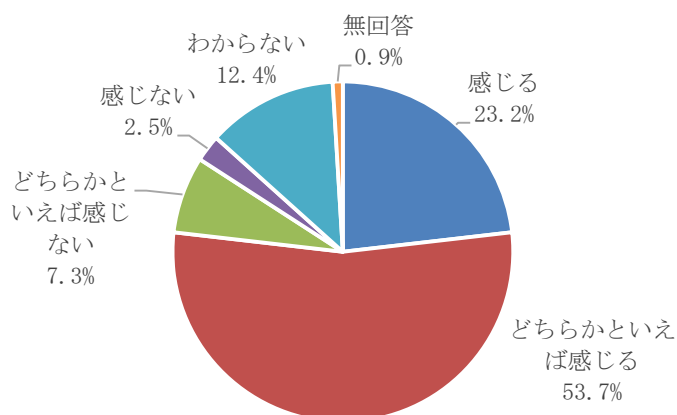
# ○平川市社会福祉協議会に期待することはどんなことですか



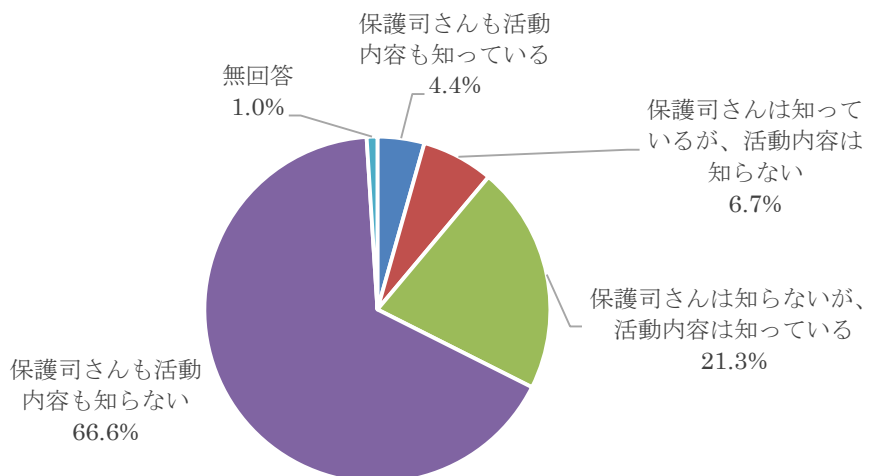
○自分の地域の民生委員・児童委員を知っているか



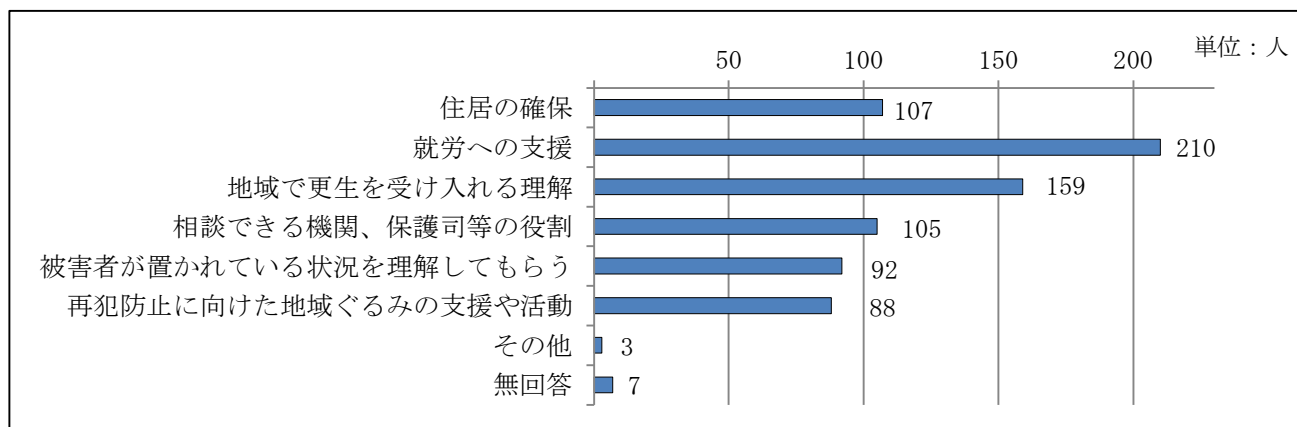
○平川市は犯罪の無い（少ない）安全で安心な暮らしやすい街だと感じるか



○自分の地域の保護司を知っていますか



○更生しようとしている人に対し、必要な支援はどんなことだと思うか



○誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりを進めるための課題や困りごと

(抜粋)

- バスの本数が少なく、買い物に行くことができない高齢者がいる。バスの時間を早くして学校へ行くための電車の時間に間に合うようにして欲しい。(10代)
- 子どもの学費について、今では大学に行くのがあたり前、企業側も大卒を求めている。そんな時代です。大卒まで学費無償化を実現して欲しい。海外ではそういう所があると聞いたことがあり、調べたこともあります。子どもの将来を考えていくべきです。(30代)
- 子どもを育てるのに手厚くしてもらっている感じはあります。ありがとうございます。町内のまとまりがあまりないように感じています。(40代)
- バリアフリー化していても体が不自由な人が実際使用したら使いにくいなど、誰の意見を聞いて作ったのかわからないトイレ等もある。道路も轍や斜めになったりして車椅子が通りにくい。車椅子でも出掛ける楽しみや楽しさをもっと充実して欲しい(40代)
- 若い世代の人達は自分の生活でいっぱい、地域に対する心の余裕がない。何をしても集まる人は決まっていて、それをまとめる人達の負担(お金ではなく仕事、家庭での事)は大きいと思う。地域愛を育むには小さい頃からの体験等が必要なのでは。(60代)
- だれもが町会員となり、町会活動に参加し協力して生活する事が望ましい。(70代)

## 平川市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

（趣 旨）

第 1 条 この要綱は、平川市地域福祉活動計画を策定するために設置する、平川市地域福祉活動計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第 2 条 策定委員会は、次の事務を処理する。

- （１）平川市地域福祉活動計画の策定に関すること。
- （２）前号に掲げるもののほか、社会福祉法人平川市社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）が、特に必要と認めること。

（組 織）

第 3 条 策定委員会は、委員 12 名以内で組織し、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- （１）知識経験を有する者
- （２）社会福祉施設関係者
- （３）地域住民の代表者
- （４）関係行政機関の職員
- （５）前各号に掲げるもののほか、会長が特に必要と認める者

（任 期）

第 4 条 委員の任期は、第 2 条に掲げる事務が終了するまでとする。ただし、前条に掲げる者のうち公職にあることにより委嘱された委員は、その職を退いたときに委員の職を失うものとする。

- 2 前項の規定によりその職を失った委員の補充は、その公職の後任者又は引継者をもって充てるものとする。ただし、補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第 5 条 策定委員会に委員長及び副委員長各 1 名を置き、委員のうちから互選する。

- 2 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総括する。

- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会 議)

第6条 策定委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 策定委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員長は、会議において必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶 務)

第7条 策定委員会の庶務は、平川市社会福祉協議会地域福祉課において処理する。

(作業部会)

第8条 委員会には、委員会を円滑に運営するための資料等を専門的に検討する作業部会を置くことができる。

2 作業部会員は、平川市社会福祉協議会職員のうちから会長が任命し、平川市職員のうちから会長が委嘱する。

3 作業部会員の任期は、策定委員の任期と同様とする。

(委 任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員会において定める。

附 則

この要綱は、平成20年11月18日から施行する。

この要綱は、令和元年10月18日から施行する。

## 平川市地域福祉活動計画策定委員会 委員名簿

任期 令和6年7月19日から第4次平川市地域福祉活動計画策定まで  
(順不同・敬称略)

| No. | 区 分             | 氏 名     | 備 考                  |
|-----|-----------------|---------|----------------------|
| 1   | 知 識 経 験 者       | 小 野 幸 満 | 平川市老人クラブ連合会          |
| 2   | 知 識 経 験 者       | 工 藤 華 代 | 平川市ボランティア連絡協議会       |
| 3   | 知 識 経 験 者       | 葛 西 靖 明 | 平川市身体障害者福祉会          |
| 4   | 社会福祉施設関係者       | 前 田 竜ノ介 | 社会福祉法人 ほほえみ (カリフラワー) |
| 5   | 社会福祉施設関係者       | 花 田 寛 之 | 社会福祉法人 直心会 (さわやか園)   |
| 6   | 社会福祉施設関係者       | 今 井 博 之 | 平川市保育連絡協議会           |
| 7   | 地 域 住 民 代 表     | 岩 渕 河治郎 | 平川市行政委員連絡協議会         |
| 8   | 地 域 住 民 代 表     | 大 里 あ さ | 平川市民生委員児童委員協議会       |
| 9   | 地 域 住 民 代 表     | 小田桐 あきゑ | ほのぼの交流協力員代表          |
| 10  | 関 係 行 政 機 関 職 員 | 古 川 浩 之 | 平川市健康福祉部福祉課長         |
| 11  | 関 係 行 政 機 関     | 加 藤 芳 和 | 平川市健康福祉部高齢介護課長       |

## 平川市地域福祉活動計画 作業部会員名簿

任命期間 令和6年10月から第4次地域福祉活動計画(案)作成まで

| No. | 所 属・職 名                | 氏 名     | 備 考        |
|-----|------------------------|---------|------------|
| 1   | 健康福祉部福祉課 福祉総務係長        | 田 中 翼   | 平川市役所      |
| 2   | 健康福祉部子育て健康課子育て世代包括支援係長 | 白 戸 厳 亮 | 平川市役所      |
| 3   | 健康福祉部高齢介護課地域包括支援係長     | 藤 田 智   | 平川市役所      |
| 4   | 社協総務課 主幹               | 武 田 一 史 | 平川市社会福祉協議会 |
| 5   | 社協地域福祉課 主幹             | 佐 藤 毅 信 | 平川市社会福祉協議会 |
| 6   | 社協地域福祉課 主事             | 木 村 圭 佑 | 平川市社会福祉協議会 |
| 7   | 社協地域福祉課 生活支援コーディネーター   | 山 田 志 乃 | 平川市社会福祉協議会 |
| 8   | 社協地域福祉課 在宅サービス係長       | 奈 良 陽 春 | 平川市社会福祉協議会 |
| 9   | 社協地域福祉課 介護支援専門員        | 清 藤 弘 美 | 平川市社会福祉協議会 |
| 10  | 社協地域福祉課 特定相談支援事業所      | 乗 田 美 子 | 平川市社会福祉協議会 |
| 11  | 社協地域福祉課 通所介護事業所        | 鳴 海 久 江 | 平川市社会福祉協議会 |

## 平川市地域福祉活動計画策定の経過

| 年 月 日                         | 内 容                                                       |
|-------------------------------|-----------------------------------------------------------|
| 令和 6 年 7 月 1 9 日              | 平川市地域福祉活動計画策定委員会組織会                                       |
| 令和 6 年 7 月 1 9 日              | 第 1 回平川市地域福祉活動計画策定委員会                                     |
| 令和 6 年 1 0 月 2 日              | 第 1 回平川市地域福祉活動計画作業部会                                      |
| 令和 6 年 1 1 月 7 日              | 第 2 回平川市地域福祉活動計画作業部会                                      |
| 令和 6 年 1 2 月 2 6 日            | 第 3 回平川市地域福祉活動計画作業部会                                      |
| 令和 7 年 2 月 1 2 日              | 第 4 回平川市地域福祉活動計画作業部会                                      |
| 令和 7 年 2 月 1 8 日              | 住民ワークショップ開催                                               |
| 令和 7 年 2 月 2 0 日<br>～ 3 月 2 日 | 社協ホームページによる第 4 次平川市地域福祉活動計画（素案）<br>に対するパブリックコメント（意見公募）の実施 |
| 令和 7 年 3 月 3 日                | 第 2 回平川市地域福祉活動計画策定委員会                                     |
| 令和 7 年 3 月 3 日                | 策定委員会委員長より平川市社協会長への第 4 次平川市地域福祉活動計画（案）を答申                 |
| 令和 7 年 3 月 5 日                | 平川市社協理事会で第 4 次平川市地域福祉活動計画（案）の認定                           |
| 令和 7 年 3 月 1 4 日              | 平川市社協評議員会で第 4 次平川市地域福祉活動計画（案）の承認                          |

令和 7 年 3 月 3 日

社会福祉法人平川市社会福祉協議会  
会 長 外 川 三 千 雄 殿

平川市地域福祉活動計画策定委員会  
委員長 岩 渕 河 治 郎

#### 第 4 次平川市地域福祉活動計画（案）について（答申）

令和 6 年 7 月より、第 4 次平川市地域福祉活動計画策定のために設置された本策定委員会において、この度、別紙のとおり審議結果を取りまとめましたので答申いたします。

## 第4次平川市地域福祉活動計画

発行年月 令和7年3月  
発行 社会福祉法人 平川市社会福祉協議会  
〒036-0104  
青森県平川市柏木町藤山16-1  
(平川市役所第2庁舎内)  
TEL 0172-88-7639 (代表)  
FAX 0172-88-7032